

富山湾沿岸海岸保全基本計画



新潟県・富山県

平成 15 年 3 月
平成 28 年 8 月 (一部変更)
令和 8 年 〇 月 (一部変更)

目 次

| | |
|------------------------|----|
| (まえがき) | 1 |
| (1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定 | 1 |
| (2) 海岸保全基本方針の基本理念 | 3 |
| (3) 対象範囲 | 4 |
| 1. 海岸の保全に関する基本的な事項 | 5 |
| 1.1 海岸の概要 | 5 |
| 1.2 自然的特性 | 7 |
| 1.2.1 新潟県エリアの自然特性 | 7 |
| (1) 気象・海象 | 7 |
| (2) 地形・地質 | 9 |
| (3) 水 質 | 9 |
| (4) 流入河川 | 10 |
| (5) 生物相 | 10 |
| (6) 海岸景観 | 11 |
| (7) 自然環境の保全の状況 | 12 |
| 1.2.2 富山県エリアの自然特性 | 13 |
| (1) 気象・海象 | 13 |
| (2) 地形・地質 | 14 |
| (3) 水 質 | 14 |
| (4) 流入河川 | 14 |
| (5) 生物相 | 15 |
| (6) 海岸景観 | 15 |
| (7) 自然環境の保全の状況 | 16 |
| 1.3 社会的特性 | 17 |
| 1.3.1 新潟県エリアの社会的特性 | 17 |
| (1) 人 口 | 17 |
| (2) 産 業 | 17 |
| (3) 交 通 | 18 |
| (4) 歴 史 | 19 |
| (5) 文化遺産 | 19 |
| (6) 土地利用 | 19 |
| (7) 海岸災害 | 20 |
| (8) 沿岸域の利用の現況 | 21 |
| (9) 防 災 | 23 |
| (10) 関連する法規制 | 24 |
| (11) 関連する諸計画 | 25 |
| (12) 海岸への要請 | 29 |
| 1.3.2 富山県エリアの社会的特性 | 32 |
| (1) 人 口 | 32 |
| (2) 産 業 | 32 |

| | |
|----------------------------------|----|
| (3)交 通..... | 33 |
| (4)歴 史..... | 33 |
| (5)文化財..... | 34 |
| (6)土地利用..... | 34 |
| (7)海岸災害..... | 34 |
| (8)沿岸域の利用の現況..... | 35 |
| (9)防 災..... | 37 |
| (10)関連する諸計画..... | 38 |
| (11)海岸への要請..... | 43 |
| 1. 4 沿岸の長期的な在り方..... | 45 |
| 1. 4. 1 新潟県エリアの沿岸の長期的な在り方..... | 45 |
| (1)沿岸の課題..... | 45 |
| (2)海岸保全の目標..... | 51 |
| 1. 4. 2 富山県エリアの沿岸の長期的な在り方..... | 58 |
| (1) 沿岸の課題..... | 58 |
| (2) 海岸保全の目標..... | 63 |
| 2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項..... | 68 |
| 2. 1 沿岸のゾーニング..... | 68 |
| 2. 2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策..... | 69 |
| 2. 3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定..... | 71 |
| (1)海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域..... | 71 |
| (2) 海岸保全施設の存する区域..... | 71 |
| 2. 4 海岸保全施設の諸元の整理..... | 72 |
| 2. 4. 1 新潟県エリアの海岸保全施設の諸元の整理..... | 72 |
| (1)沿岸内の区域の整理..... | 72 |
| (2)海岸保全施設の種類及び規模..... | 72 |
| (3)受益の地域とその状況..... | 72 |
| (4)海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項..... | 72 |
| 2. 4. 2 富山県エリアの海岸保全施設の諸元の整理..... | 80 |
| (1)沿岸内の区域の整理..... | 80 |
| (2)海岸保全施設の種類及び規模..... | 80 |
| (3)受益の地域とその状況..... | 80 |
| (4)海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項..... | 80 |
| 3. 計画の見直しと留意すべき事項..... | 94 |

(まえがき)

(1) 海岸法の改正と海岸保全基本計画の策定

富山湾沿岸は複雑な地形条件に加え、激しい冬季風浪や、富山湾内特有の寄り回り波といった厳しい海象条件のもと、古くから海岸侵食や越波被害と闘ってきた沿岸である。

一方、多彩な自然環境、海岸景観を有するほか、古くから漁業、海運の場として利用されてきた沿岸でもある。また、近年では人々の余暇活動や日常生活におけるニーズの多様化などを受け、海岸に対する要請も自然環境の保全や海岸利用への対応など多岐に渡ってきている。このような、海岸をとりまく情勢の変化や要請の高まりについては、富山湾沿岸のみでなく、全国的にも対応が求められるようになった。

こうした状況を踏まえて、平成12年4月に改正海岸法が施行され、総合的な視点にたった海岸の管理を行うために、旧海岸法の目的であった「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を加え、環境面と利用面との調和を図りつつ、海岸の防護を図ることが明言化された。

その他にも、「地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設」や「海岸管理における市町村参画の拡大」など、地域の参画・管理を推進する内容となっている。

このような海岸法の改正を受けて、旧海岸4省庁（農林水産省・水産庁・運輸省・建設省）の主務大臣が、海岸保全に関する基本的な事項を示す「海岸保全基本方針」を定め、これに基づき、知事が、従来の「海岸保全施設の整備基本計画」にかわり、各広域的な海岸の区分：沿岸区分ごとに、その自然的特性や社会的特性を踏まえ、沿岸の長期的在り方となる防護、環境、利用の基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項を定める「海岸保全基本計画」を策定することとなった。

そこで、「海岸保全基本方針」により一つの沿岸区分として示された富山湾沿岸において、これに基づき「富山湾沿岸海岸保全基本計画」を策定した。

その後、平成26年6月に海岸法の一部を改正する法律が公布され、津波、高潮等に対する防災・減災対策の推進や水門等の操作規則等の策定に加え、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、海岸協力団体制度の創設等の所要の措置を講ずることが明記された。この海岸法の改正内容を踏まえ、平成28年8月に海岸保全基本計画へ「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」について追記する変更を行った。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による第5次評価報告書（平成

26年)では、「気候システムの温暖化には疑う余地がない」とされている。気候変動の影響による平均海面水位の上昇は既に顕在化しつつあり、今後、さらなる平均海面水位の上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念されるため、気候変動の影響を踏まえた海岸保全対策が急務である。このような背景から、国により令和2年11月に「海岸保全基本方針」が変更され、令和3年7月に「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行された。これに基づき、気候変動に伴う平均海面上昇や、台風の強大化などの外力の長期変化等を十分勘案して、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進するものとし、それらのことを反映した海岸保全基本計画をここに変更するものである。

(2) 海岸保全基本方針の基本理念

海岸は、国土狭あいな我が国にあって、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。

また、様々な利用の要請がある一方、人為的な諸活動によって影響を受けやすい空間である。さらに、このような特性を持つ海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。

これらのことから、国民の共有財産として

「美しく、安全で、いきいきした海岸」

を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

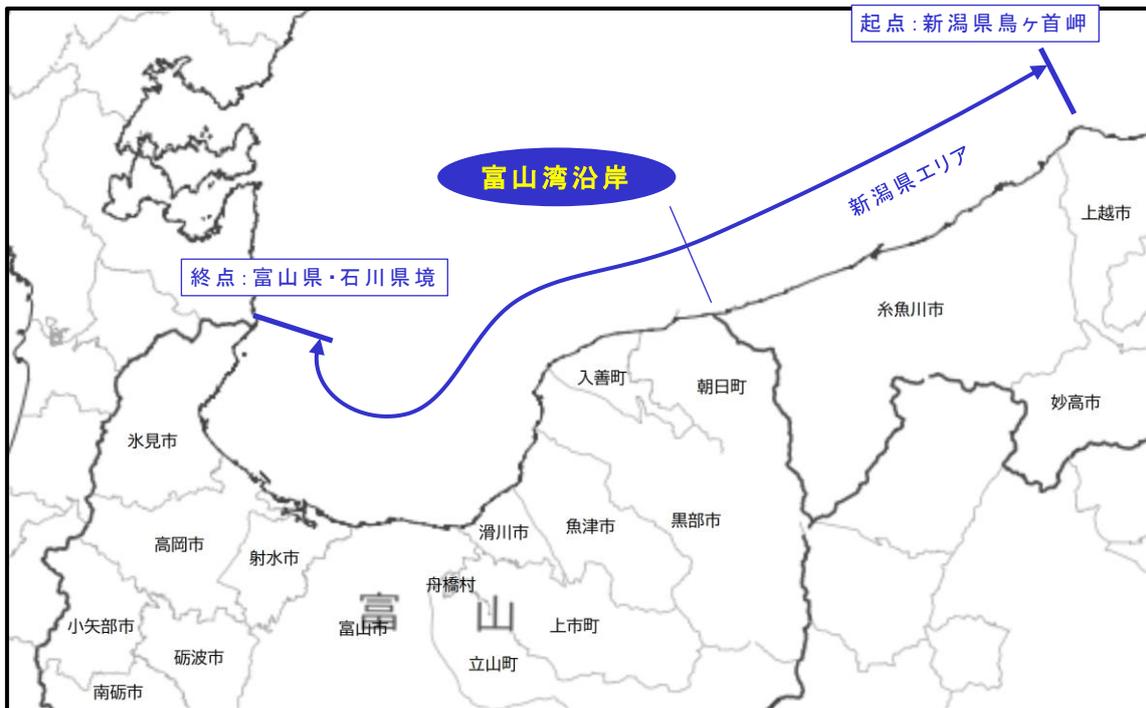
この理念の下、災害からの**海岸の防護**に加え、**海岸環境の整備と保全**及び**公衆の海岸の適正な利用**の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に**海岸の保全**を推進するものとする。また、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

(3)対象範囲

当基本計画の対象は、「海岸保全基本方針」で定められた、新潟県鳥ヶ首岬と富山県・石川県境の間の沿岸区分：富山湾沿岸（新潟県：2市、富山県7市2町）である。

表 海岸保全基本計画を策定する富山湾沿岸の範囲

| 県名 | 沿岸名 | 区域 | |
|----------|-----|---------|----------|
| | | 起点 | 終点 |
| 新潟 富山 | 富山湾 | 新潟県鳥ヶ首岬 | 富山県・石川県境 |



※地理院タイル(白地図)を加工して作成

図 海岸保全基本計画を策定する富山湾沿岸の範囲

1. 海岸の保全に関する基本的な事項

1.1 海岸の概要

富山湾沿岸の海岸総延長は約 204.0km である。このうち、新潟県が約 56.5km、富山県が約 147.5km となっている。

海岸総延長とその内訳等は、以下のとおり。

表 1-1 海岸の概要

| | 国土交通省 水管理・国土保全局 | 国土交通省港湾局 | 農林水産省水産庁 | 計 |
|-----|--------------------|----------|----------|-----------|
| 新潟県 | 約 33.6km | 約 7.9km | 約 15.0km | 約 56.5km |
| 富山県 | 約 51.6km | 約 71.0km | 約 24.9km | 約 147.5km |
| 計 | 約 85.2km | 約 78.9km | 約 39.9km | 約 204.0km |

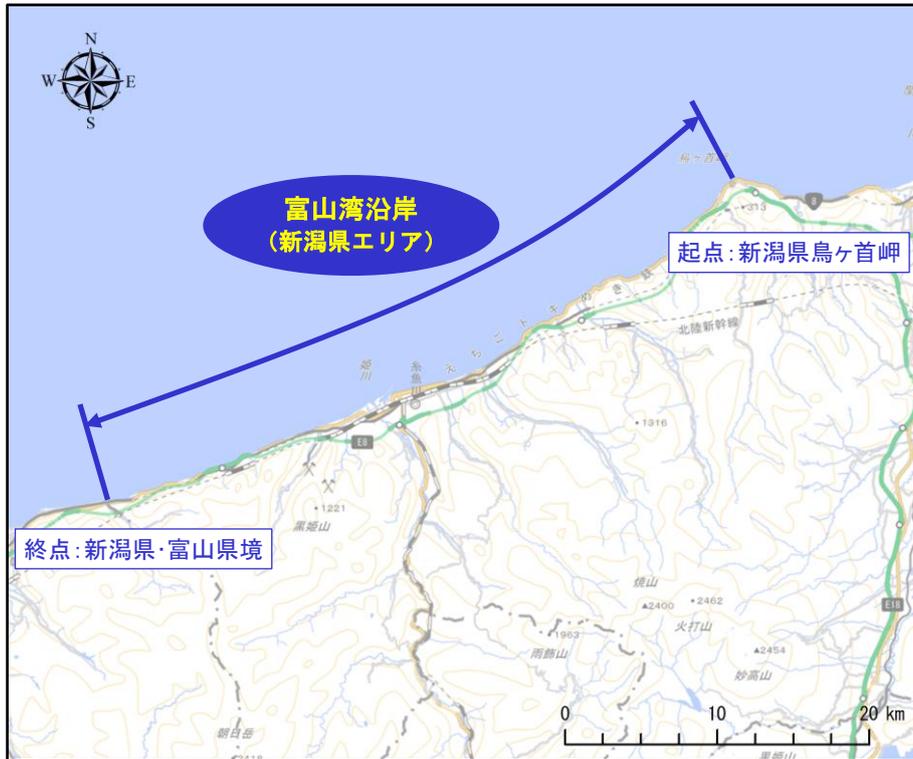
(資料:令和 6 年度版海岸統計)

【参考】海岸統計による延長の分類について

海岸統計では、次のような分類により、延長の内訳が示されている。

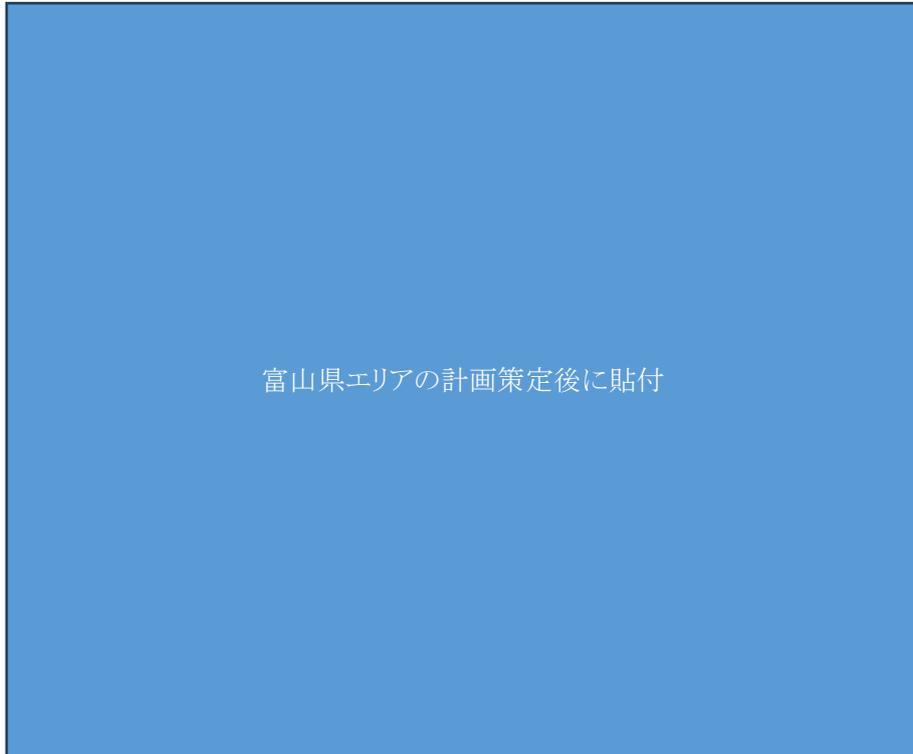
- 港湾区域内の海岸線延長；国土交通省港湾局所管
- 漁港区域内の海岸線延長；農林水産省水産庁所管
- 港湾・漁港区域以外の一般的な海岸の海岸線延長；

国土交通省水管理・国土保全局所管



※地理院タイル(淡色地図)を加工して作成

図 1-1 富山湾沿岸(新潟県エリア) 海岸概要図



※地理院タイル(淡色地図)を加工して作成

図 1-2 富山湾沿岸(富山県エリア) 海岸概要図

1.2 自然的特性

1.2.1 新潟県エリアの自然特性

(1) 気象・海象

1) 気象

① 気温

新潟県エリアの気温は、新潟地方気象台高田測候所によると、1991年から2020年の30年間の平均で13.9℃である。月平均気温が最も高いのは8月の26.4℃、最も低いのは1月の2.5℃であり、年較差は約24℃となっている。

富山、高田、新潟の3地点における月平均気温の差はほとんどない。

(図-1 新潟・高田・富山の月別平均気温)

② 降水量

高田における年間降水量は、1991年から2020年までの30年間の平均で2837.1mmである。月平均降水量で見ると、12月の475.5mmが最も多く、5月の87.0mmが最も少ない。

また、高田における降雪日数は、1991年から2020年までの30年間の平均約81日で新潟の降雪日数より10日少なく、富山より10日多い。

(図-2 新潟・高田・富山の月別平均降水量)

(図-3 新潟・高田・富山の月別降雪日数)

③ 風

年間を通しての全風をみると、東南東の風が卓越している。

また、8m/s以上の強風では、西方向の風が卓越している。

(表-1 姫川港における風向別風速別発生頻度)

(図-4 姫川港における風速別出現頻度グラフ・風配図)

④水 温

新潟県エリアの水温は、表層では年間を通して12～23℃程度の幅で変化している。

(図-5 富山湾における水温水平分布 (R5))

2)海 象

①波 浪

新潟県エリアにおける波浪は、全体的には冬季に高波浪が来襲し、夏季には静穏となる日本海沿岸共通の特性を有するが、波向と地形（佐渡島や海岸線の向き）との組合せによって、その出現頻度が異なる。

新潟県エリアでは、ほとんど佐渡島の影響を受けない。そして、日本海の開ける北北西～北北東方向からの波がほとんどであり、その中でも北方向の波が卓越し、静穏以外の波の約70%を占める。

波高出現率を見ると、一年を通じて静穏もしくは1m以下の波高は、全体の約66%となっている。また、3m以上の波浪の来襲頻度は1.9%、4m以上の波浪の来襲頻度は0.2%となっている。

新潟県エリアにおける異常波浪は、冬季風浪だけでなく、9月～11月の台風期にも発生し、最高波では波高10m以上、周期10秒以上という波が観測されている。

(図-6 姫川港における波向別波高出現頻度)

(表-2 姫川港における波向別波高出現頻度)

(表-3 姫川港における周期別波高出現頻度)

(表-4 姫川港における年次別年間最大波高)

(図-7 回析係数の沿岸分布)

②潮 位

新潟県エリアの潮位については姫川港の寺島地区において観測されている。

平成14年～18年の観測結果をみると朔望平均満潮位が+0.54m、朔望平均干潮位が+0.09mであり、潮差は45cmと少ない。

(図-8 姫川港における潮位)

③流 況

日本海には、通年、対馬暖流が能登半島沖の大和堆（南西）から津軽海峡（北西）に向けて流れている。この分流が、新潟県や富山県付近の沿岸に向かって流れているが、能登半島や佐渡島、新潟県の滑らかな凸凹型の海岸線の影響から顕著な一方向流は見られず、複雑な流れとなっている。

特に季節別の傾向は見られない。

(図-9 富山湾沿岸周辺における季節別海流図 (R5))

(2) 地形・地質

1) 地形

新潟県エリアは日本海に面し、西頸城山地と白馬岳などの飛騨山脈が背後に位置する。いずれも 2,000m 級の山々で、ここから流出する河川によって沖積平野が形成されている。この沖積平野部には砂浜が多く、この砂浜は河川からの大量の供給土砂によって形成された砂丘であり、その生成年代は比較的新しいと考えられている。

(図－10 富山湾沿岸(新潟県エリア)の地形)

2) 地質

新潟県エリアには、ヒスイの原産地として有名で、糸魚川市の姫川に沿って糸魚川－静岡構造線（フォッサ・マグナ）が存在し、断層以南は以東と全く趣が異なる古生層の石灰岩（明星山・黒姫山）、中生層の礫岩、砂岩を中心とする来馬層などが分布し、その山塊がそのまま日本海に迫っているという特異な地域である。

(図－11 富山湾沿岸(新潟県エリア)の地質)

3) 海底地形

佐渡島の南には佐渡海盆が位置し、最大水深は 500m にも達する。富山湾沿岸の富山県との県境から糸魚川市のほぼ中央の前面には、水深 1,500m 以上の富山舟海盆が迫っており、外洋からの波浪が減衰せずに来襲しやすい地形になっている。

(図－12 富山湾沿岸(新潟県エリア)周辺の海底地形)

4) 海底の底質

新潟県エリアの海岸線付近の底質は、ほとんどが細砂・砂であるが、鳥ヶ首岬から糸魚川市のほぼ中央にかけては岩が広がっており、その沖側は砂泥混合質となる。

(図－13 富山湾沿岸(新潟県エリア)周辺の海底底質)

(3) 水質

新潟県エリアでは、西頸城地先海域において 3 地点の水質測定が実施されている。令和元～5 年の測定結果では、いずれの測定地点においても環境基準を達成しており、良好な水質が保たれているといえる。また、河川についても姫川等 5 河川では環境基準を達成している。

(表－5 富山湾沿岸(新潟県エリア)(海域)の水質基準達成状況)

(表－6 富山湾沿岸(新潟県エリア)(河川)の水質基準達成状況)

(4) 流入河川

新潟県エリアには、18 河川が直接流入しているが、一級河川は姫川のみでその他は二級河川である。

(図－14 富山湾沿岸(新潟県エリア)に流入する河川)

【参考】河川環境管理基本計画

新潟県エリアの日本海に注ぐ河川においては、一級河川である姫川で河川環境管理基本計画が策定されている。河川環境管理基本計画は、河川の有する機能として治水・利水・環境の3機能を考え、これら各機能との調整を図りつつ、河川環境の保全と創造についての指針を示すとともに、河川環境の適正な管理に資することを目的としているものである。

(5) 生物相

1) 植 生

新潟県エリアにおける植物群落の分布状況をみると、タブ、アカガシ等の原生林もしくはそれに近い自然林が広く分布している。

また「新潟のすぐれた自然」によると、糸魚川市の白馬山麓及び能生町の妙高山麓の溪谷に貴重な植生が分布している。「レッドデータブックにいがた」によると、維管束植物のハマゼリ（絶滅危惧Ⅱ類）とイソスミレ（絶滅危惧Ⅱ類）が、波浪による侵食や防護のための護岸工事などによる地形や植生の破壊、砂地の開発や人々による踏みつけなどにより、生息が脅かされていると報告されている。

(図－15 富山湾沿岸(新潟県エリア)における貴重な植物群落)

(資料：レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物-
(維管束植物))

2) 動物

① 哺乳類

第6回自然環境保全基礎調査（環境庁）の対象となっている9種の哺乳類（ニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、マングース）の富山湾沿岸域における分布状況は、新潟県の他の地域と比べて多くの種類が確認され、哺乳類にとって良好な自然環境が残されていると推測される。

（図-16 富山湾沿岸（新潟県エリア）における哺乳類の分布状況）

② その他の貴重な動物

新潟県エリアにおける貴重な動物の分布状況をみると、淡水魚、両生類・爬虫類、昆虫類ともに広い範囲にわたって分布している。

（図-17 富山湾沿岸（新潟県エリア）におけるその他の貴重な動物の分布状況）

（資料：レッドデータブックにいがた-新潟県の保護上重要な野生生物-

（鳥類）（淡水魚類））

3) 藻場

藻場の分布状況をみると、沿岸域に広く分布している。

（図-18 富山湾沿岸（新潟県エリア）における藻場の分布状況）

(6) 海岸景観

新潟県エリアには、長さ1km余りの砂浜を持ち、沖合に大きな岩礁と島が浮かぶ能生海岸と、北アルプスの山々が日本海に没する高さ300～400mの断崖がそそり立ち、海食洞穴・岩礁が散在するとともに、奇景を呈し名勝とされる親不知海岸が存在する。

（図-19 富山湾沿岸（新潟県エリア）における良好な海岸景観の分布状況）

(7) 自然環境の保全の状況

1) 自然公園及び自然環境保全地域

新潟県エリアには、中部山岳国立公園と上信越高原国立公園の2つの山岳高原からなる国立公園と自然公園が5つ位置する。

また、3地域が環境保全地区に指定されている。

(図-20 富山湾沿岸(新潟県エリア)における自然公園等の指定状況)

2) 鳥獣保護区

新潟県エリアには7ヶ所の鳥獣保護区がある。

(図-21 富山湾沿岸(新潟県エリア)における鳥獣保護区の指定状況)

3) 保安林

新潟県エリア沿岸域に位置する保安林は、糸魚川市の西部の海岸線に沿って点在している。

(図-22 富山湾沿岸(新潟県エリア)における保安林の指定状況)

1.2.2 富山県エリアの自然特性

(1) 気象・海象

1) 気象

① 気温

富山では1971年から2000年の30年間の平均で13.7℃である。月平均気温が最も高いのは8月の26.1℃、最も低いのは1,2月の2.5℃であり、年較差は約24℃となっている。

② 降水量

富山における年間降水量は、1971年から2000年までの30年間の平均で2245.1mmである。月平均降水量で見ると、1月の255.4mmが最も多く、4月の122.5mmが最も少ない。

③ 風

魚津港近傍の平成元年～5年の風況観測記録によると、全風ではSE及びSW、SSW方向が卓越する。また、強風(8m/s以上)の出現頻度は全風に対し0.8%であるが、SW、SSW方向が卓越している。

④ 水温

富山湾の海面水温は、3月の9～10℃から9月の26～27℃までの幅で変動している。この高温は対馬暖流の流入によって維持されている。

2) 海象

① 波浪

伏木富山港における平成3年～7年の波浪観測結果を見ると、波向は年間を通じてNNE方向の発生頻度が高く、40～55%程度を占める。1.0m以上の波浪は全体の10%程度である。

富山湾は、我が国でも有数の深海湾である。とくに、多くの海底谷によって浅海部分とつながり、等深線が複雑な様相を呈する地形は、外から進入してくるうねりに特異な変形作用を与えている。

中でも、冬季や台風期に日本海を北上した低気圧により北部で発生したうねりが湾内に侵入してくる波浪は沿岸域に達すると異常に高い波となり「寄り回り波」と呼ばれ、主として新湊、滑川、入善の各海岸で発生し大きな被害を出してきている。

② 潮位

富山湾内にある富山検潮所(気象庁所管)における平成6～10年の朔望満潮位はT.P.+0.48m、朔望干潮位はT.P.+0.05mであり、潮差は43cmと少ない。

③ 流況

富山湾の流動については、対馬暖流と日本海固有冷水の消長、河川水の動向等により各年の各季節によって複雑に変化する。

(2) 地形・地質

1) 地 形

富山県は、3,000m級の北アルプスをはじめとした山岳地が背後に位置する。この山岳地からは多くの河川が流出しており、富山県内には広大な扇状地や氾濫源を形成している。

2) 地 質

富山県内の平野部には、堆積岩が広く分布する。

3) 海底地形

富山湾は、日本海に突出する能登半島の東側に形成された日本海側最大の湾である。湾奥部西側～南側ではいくらか大陸棚が見られるものの、数多くの海底谷が沿岸近くまで迫っており、日本海側では数少ない急峻で複雑な地形を持つというユニークで珍しい海底地形となっている。この海底谷の谷頭は、古くから漁業者によって「あいがめ」「ふけ」と呼ばれ定置網漁に利用されてきた一方、寄り回り波の来襲の原因にもなっている。

4) 海底の底質

富山湾の底質は礫、砂、シルト、粘土、砂質シルト、砂質泥、砂質粘土、シルト質粘土、砂泥互層にわけられる。礫は扇状地が海に面する所に分布するほか、入善沖海底林分布域のように新しい堆積物におおわれることなく古い時代の礫層が遺存して分布している。砂は大陸棚の沿岸部に分布している。シルトは水深 20m 付近の泥線から大陸棚斜面にそって分布している。粘土は一部が大陸棚に分布するが、大部分は大陸棚斜面と湾床に分布している。

(3) 水 質

富山湾では 10 地点で水質測定（COD 調査）が実施されている。平成 6 年には、全地点で環境基準を満たしているが、近年では水域類型 A の地点で満たさない箇所が多くなっている。

(4) 流入河川

富山県には 34 水系ある。このうち、一級河川は、小矢部川、庄川、神通川、常願寺川、黒部川の 5 水系である。

(5) 生物相

1) 植 生

沿岸域には、対馬海流の影響によりスダジイ、アカガシ、タブノキ、ヤブツバキ、カラスザンショウ、イイギリ等の温暖帯の常緑樹が分布する。中でも、宮崎鹿島樹叢は、温暖帯の巨樹がうっそうと茂る原始林で、その広大さと自然のままに保存されている事は富山湾沿岸随一で、日本海沿岸における顕著な暖温性樹叢の北限であり、そのため、国の天然記念物として保護されている。

また、氷見市の虻が島は自然海岸と自然植生を持った県内では唯一のものであり、立地条件から南方系海岸植物と北方系海岸植物の両方が見られる。

2) 動 物

①哺乳類

環境庁自然環境保全基礎調査の対象となっている 8 種の哺乳類（ニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンジカ、カモシカ）の沿岸市町内における分布状況を見ると、背後が山地となっている朝日町周辺で多くの種が確認されている。

②その他の貴重な動物

貴重な動物の分布状況をみると、環境省カテゴリーで準絶滅危惧種に指定されたシロウオが生息・生育し、イトヨ、イバラトミヨ等の淡水魚が黒部川河口付近の沿岸に多く分布している。また、両生類・爬虫類や昆虫類は、氷見市、高岡市等広い範囲にわたって分布している。

3) 藻 場

藻場の分布状況をみると、沿岸域に分布しているが、特に入善町、魚津市、氷見市に多く集中している。

(6) 海岸景観

富山湾は能登半島が突出したことによって、その東側に形成された湾である。また、その丘陵性の能登半島と北アルプスに囲まれた富山湾を背景とした景観は国際的にも有名である。

また、風も弱く穏やかな春や冬の日には、富山湾に蜃気楼が現れる。魚津の蜃気楼が特に有名であるが、新湊その他の海岸でも見られる。

(7) 自然環境の保全の状況

1) 自然公園及び自然環境保全地域

沿岸域には、国立公園と能登半島国定公園及び朝日県立自然公園が位置している。また、2地域が環境保全地域に指定されている。

2) 鳥獣保護区

沿岸域には、朝日町、黒部川河口及び氷見市の沿岸部に3つの鳥獣保護区が設定されている。

3) 保安林

保安林は、氷見・高岡市にまたがる雨晴海岸、常願寺川河口西側、滑川漁港付近、黒部市～朝日町に分布している。特に、黒部市～朝日町にかけては連続して分布している。

1.3 社会的特性

1.3.1 新潟県エリアの社会的特性

(1) 人口

新潟県エリアの糸魚川市の人口は、令和2年度に約4万人となっている。

人口の推移をみると、減少傾向にあり、平成12年と比較すると23%程度の減少が見られる。

(表-7 国勢調査人口の推移)

(図-23 国勢調査人口)

(2) 産業

1) 産業構造

新潟県エリアの糸魚川市の第1次産業就業者比率は5.1%、第2次産業就業者比率は35.6%で全国平均を上回っているが、第3次産業就業者比率は59.3%と、新潟県平均及び全国平均よりも下回っている。

(図-24 産業別就業比率)

2) 農業

新潟県エリアの糸魚川市における農業粗生産額は、約17億円となっている。

(図-25 農業粗生産額)

3) 漁業

新潟県エリアの漁港別の令和5年度陸揚量は、能生漁港が最も多く679t、次いで筒石漁港の434tであり、両漁港で沿岸域陸揚量の67%を占めている。

(表-8 漁港別の陸揚量及び金額)

4) 工業

新潟県エリアの糸魚川市における工業については、事業所は 78 事業所、従業員数は 3,545 人、製造品出荷額は約 1,409 億円となっている。

(図-26 製造業事業所数)

(図-27 製造業従業員数)

(図-28 製造品出荷額等)

5) 商業

新潟県エリアの糸魚川市における商業については、商店数 461 所数、従業員数は 2,702 人、年間販売額は 521 億円となっている。

(図-29 商店数)

(図-30 商店従業員数)

(図-31 年間販売額)

(3) 交通

道路交通網は、日本海沿岸に沿って北陸自動車道、国道 8 号が北陸の各主要都市を結んでいる。また国道 148 号が、南北軸として長野県松本地方とを結んでいる。

鉄道は、日本海沿岸に沿って J R 北陸本線、南北には糸魚川市から長野県大町までを J R 大糸線がそれぞれ通っている。また、北陸新幹線が糸魚川市中央付近より海岸線に沿って通っている。

また、空路は富山空港及び新潟空港に依存しており、海上交通は存在しない。

このように、新潟県エリアは「親不知」に代表される交通の難所を有していることなどから、公共交通網は密とはいえない。

(図-32 幹線道路網図)

(図-33 公共交通網図)

(4) 歴史

新潟県エリアの位置する西頸城地方は、古代書物によると、もとは越中国であったが大正2年越後国に編入されたとある。中世になると、荘園よりも国衙領が勢力を持ち、小規模な郷保が多く成立した。

南北朝初期に上杉憲顕が入国すると、越後の政治・経済・文化の中心として繁栄し、近世になると上杉氏に代わって堀氏が春日山藩主となり、村上・新発田領を含む越後全域における同一藩領の統治の中心となった。

その後、高田藩から糸魚川藩へと変遷、明治元年柏崎県に所属、明治4年の廃藩置県で高田県となり、同6年新潟県に編入された。

(資料:日本地名大事典(新潟県) 角川書店)

(5) 文化遺産

1) 指定文化財

国指定文化財は27、県指定文化財は20あり、沿岸部にも数多くの指定文化財が存在する。

県指定文化財については、糸魚川市に分布が集中しており、その数は10に達している。上越市名立区には2件分布している。

(図-34 指定文化財の分布)

(表-9 指定文化財一覧)

2) 埋蔵文化財

埋蔵文化財は、海岸線に広く分布しており、特に国の史跡である長者ヶ原遺跡を中心とした地域には、10を超える文化財が点在している。

(図-35 埋蔵文化財の分布)

(6) 土地利用

新潟県エリアの糸魚川市の現況土地利用の地目別面積をみると、宅地利用率は1.4%と低く、約95%が山林その他で占められている。

(図-36 富山湾沿岸(新潟県エリア)における土地利用の状況)

(7) 海岸災害

1) 侵食

新潟県エリアは、海岸侵食が激しい海岸である。

この原因としては、陸域における治水・治水事業の進歩や水資源開発等のためのダム建設が進められたこと、さらには、沿岸域における港湾・漁港等の各種構造物の設置により、土砂の供給と流出のバランスが崩壊したためと考えられる。

また、この海岸侵食に伴って、冬季風浪による越波災害が発生しているが、近年は減少傾向にある。

(図-37 富山湾沿岸(新潟県エリア)における海岸災害)

(表-10 富山湾沿岸(新潟県エリア)における海岸災害)

(表-11 漁港海岸災害復旧事業費の経年変化)

2) 高潮・波浪

冬季は、北西の季節風のため波の高い状況となり、特に北から強い寒気が南下する場合は、有義波高5mを超える「大しけ」となるときがある。このときには、著しい海岸侵食が発生するだけでなく、海岸に併走する道路などへの越波が深刻となる。平均潮位が年間最大となる8～9月は、台風時期と重なりその吸い上げ効果で潮位が高くなるが、潮位の高さのみで災害となることは少なく、台風の通過に伴う波浪が加わることで、沿岸に被害をもたらすことが多い。

3) 津波

新潟県沖を含めた日本海東縁部では過去多くの地震とそれに伴う津波が発生し、新潟県も大きな被害を受けてきた。しかしながら、新潟県の津波災害は新潟北沿岸と佐渡沿岸に集中しており、富山湾沿岸(新潟県エリア)には津波は到達するものの、ほとんど津波による被害は発生していない。

(表-12 過去新潟県に被害をもたらした主な地震津波)

(8) 沿岸域の利用の現況

1) 漁業利用の状況

① 漁港の位置及び種別

新潟県エリアには、第1種漁港が3港、第2種漁港が4港、第3種漁港が1港の計8港の漁港が存在している。なお、第4種漁港は存在しない。

(図-38 漁港位置図)

② 漁業権の設定

新潟県エリア一帯が、共同漁業権漁場に設定されており、区画漁業権漁場、定置漁業権漁場も設定されている。

(図-39 漁業権の設定状況)

③ 漁場

新潟県エリアの陸に最も近いところでは、カレイ・ヒラメ等の刺網、上越市名立区沖ではマスのひき釣漁業が行われている。

沿岸のやや沖側では、タラ等の底びき網漁業が行われている。

(図-40 富山湾沿岸(新潟県エリア)の漁場)

2)レクリエーション利用の状況

① 観光入り込み状況

令和5年度の新潟県エリア(上越地域)の観光入り込み客数は、県内では417万人程度、県外では587万人程度である。

また、新潟県エリアの糸魚川市の令和4年度と比較すると、約152万人から約174万人に増加している。

新潟県エリアの糸魚川市の目的別の入り込み客数では、都市型観光の占める割合が高い。

(図-41 出発地(県外・県内)別観光入り込み客数)

(図-42 観光入り込み客数の推移)

(図-43 観光入り込み客数の目的構成比)

② 海水浴客入込状況

新潟県エリアには良好な海水浴場が多数位置し、夏季には多数の海水浴客が訪れる。令和5年度には約9万9千人が訪れ、そのうちの85%が県外からの来訪者である。また、入込客数は前年を上回っている。

(表-13 市町村別海水浴客入り込み状況)

③ 海岸域における観光地の分布

新潟県エリアには、道の駅のマリンドーム能生や、うみてらす名立など沿岸域に観光資源が存在している。また、やや内陸にフォッサマグナミュージアムも存在するなど多種多様な観光資源が分布している。

(図-44 主な観光資源の分布状況)

④ 祭・行事

新潟県エリアにおいては、海と関わりを持つ祭・行事として、糸魚川、上越、妙高の3市を舞台とした環境スポーツイベント「SEA TO SUMMIT」、能生ふるさと海上花火大会などのスポーツイベントや伝統行事、花火大会を主に数多く行われている。

(表-14 主な祭・イベント)

⑤ 釣り場

釣り場は、新潟県エリアの全域にわたり分布している。

(図-45 釣り場の分布)

3) 港湾施設の利用状況

新潟県エリアとしては、糸魚川市に姫川港が位置する。

姫川港の令和6年海上出入貨物量は、約264万トンとなっている。

姫川港の取扱貨物の品目別構成をみると、輸移出ではセメント、輸移入では石炭及び非金属鉱物の占める割合が高い。

(図-46 姫川港の海上出入貨物量の推移)

(図-47 姫川港の品目別取扱貨物量)

(9) 防災

1) 海岸保全施設整備

新潟県エリアは海岸侵食が激しい海岸であることから、各地で海岸事業による海岸保全施設整備が行われている。沿岸全域で、人家と道路・鉄道などの重要公共施設が集中する区域や、姫川港などの大規模構造物周辺で海岸侵食が急進する恐れの高い区域においては、面的防護の推進により背後に直接被害が及ばない程度の安全性が確保されている。背後に人家がなく道路・鉄道のみ区域では、線的防護のみとなっている区間が多く残っていて、背後が森林・山地など自然のままとなっている区域では、天然海岸のままの区域も多い。

2) 地域防災計画

新潟県では、県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、地域防災計画を策定している。

この計画の風水害対策編(令和7年10月修正)の河川・海岸災害予防計画では、計画方針が「(略)高潮又は高波等による浸水や湛水の被害発生を防止するため、(中略)海岸保全施設の整備等を計画的に行う。(後略)」としている。具体的には「海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する」「ゼロメートル地帯の海岸堤防等の防災性の向上を図る」「海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理する」と定めている。

震災対策編(令和7年10月修正)では、海岸保全区域の整備・改修に関して、「海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性を確保するなど、その効果が十分発揮できるよう適切な維持管理に努める。また、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等に努める。」とされている。また、災害危険箇所の調査・整備に関して、「地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、ゼロメートル地帯の海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。災害危険箇所の定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な

整備に努める。」とされている。

津波災害対策編(令和7年10月修正)では、計画の目的は「(前略)県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある津波災害から県土及び県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。(後略)」とされており、対策の方向性として「県内を一律にとらえて、対策を考えることは適切ではなく、地域特性に応じて、ある程度地域を類型化して対策を講じる必要がある。津波災害対策においては、緊急対応、応急対策、復旧対策、予防活動、啓発活動等の対策を考える際に、対策を考える際に、それぞれの地域特性における被害の様子を具体的に想起しながら、対策を検討する」とされている。

個別災害対策編(令和7年10月修正)には、油流出事故災害対策が位置づけられており、その内容は、主として沿岸住民等の生活の安全を確保するための流出油の防除、環境保全対策となっている。

(10) 関連する法規制

海岸においては、環境保全、国土保全及び利用の観点で関係する様々な法律がある。これらは、環境・利用・防護の調和のとれた総合的な海岸保全を目指す海岸法とは密接な関係にあり、十分な調整を図る必要がある。

(表-15 沿岸域に関係する法律とその概要一覧-環境保全関係)

(表-16 沿岸域に関係する法律とその概要一覧-国土保全関係)

(表-17 沿岸域に関係する法律とその概要一覧-利用関係)

(11) 関連する諸計画

1) 新潟県総合計画(令和7年3月)

本計画は、新潟県の更なる発展と将来にわたり持続可能な地域社会の実現に向け、中長期的な視点から、今後、新潟県が取り組む政策全般の方向性を明らかにするもので、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とした新潟県の最上位の行政計画として、令和7年3月に策定された。

海岸保全については次のように位置づけられている。

○災害から県民の命と暮らしを守るハード対策等の強化

被害の防止・軽減を図るための事前防災の対策と災害からの速やかな復旧・復興を図るための事前復興の対策を両輪で取り組む。

頻発・激甚化する大規模災害を踏まえ、犠牲者を出さない、社会経済活動を途絶させないため、被害を防止・軽減する治水・湛水防除・治山・土砂災害対策・海岸保全等の事前防災対策を強化するとともに、既存施設等の活用により流域の貯留機能の拡大（ダムの手前放流や田んぼダムの取組等）を図る。

○確実な避難行動につなげる住民目線のソフト対策の強化

激甚化する豪雨・地震・津波・豪雪・火山噴火等の自然災害や、それらが複合して発生する複合災害については、ハード整備だけでは防ぎきれない命の危機に直結する災害であり、必ず発生するとの考えに立ち、国、県、市町村等からなる流域治水協議会等により連携体制を構築・強化し、相手に伝わる情報発信など住民目線に立ったソフト対策を、ハード対策と両輪で推進する。

洪水、土砂災害及び津波等のハザードマップ作成や要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援、防災情報提供など市町村が行う避難情報発令や地域防災力の向上に資する取組を支援する。

2)新潟県国土強靱化地域計画(令和2年10月改定)

新潟県では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づきを策定しており、本県のこれまでの被災経験や取組等を踏まえ、防災・危機管理体制の充実と日本海国土軸の強化を目指すことを理念とし、大規模自然災害全般に備え、防災・減災対策や老朽化対策、本県の拠点性向上に資する対策をハード・ソフトの両面から着実に推進することとしている。

強靱化の推進方針として下記の項目に海岸に関するものが位置付けられている。

1 一段加速した防災・減災対策の推進

(1) 県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策の推進

- ・ 広い県土と長大な河川や海岸線を有し、また、脆弱な山地が多くを占めるなか、近年、気候変動により豪雨が激甚化・頻発化し、現行施設の能力を上回る災害により甚大な被害が広範囲で発生していることを踏まえ、災害を未然に防ぐ治山・海岸保全施設などの着実なハード整備と避難等のソフト対策を一体的・総合的に組み合わせ、県民の命と暮らしを守る一段加速した防災・減災対策を推進する。
- ・ 被害を未然に防止・軽減するための事前対応として、砂浜の養浜や海岸保全施設の整備等のハード整備を着実に進める。

2 安全・安心な地域を支える基盤づくり

(1) インフラ施設及び公共施設の安全の確保

- ・ 河川管理施設や海岸保全施設の維持管理、補修及び更新を計画的に行うことで、維持管理費用の抑制、予算の平準化及び施設の長寿命化を図り、予防保全型維持管理を推進する。
- ・ 海岸における養浜や護岸の補修などを行うことにより、施設機能の保全・向上を図る。
- ・ 港湾区域内の海岸保全区域及び災害危険箇所を定期的に点検し、緊急性の高いところから計画的、重点的に施設整備を推進する。
- ・ 漁港区域内の施設や海岸保全施設は、老朽化が進行するとともに、発生頻度の高い地震・津波に対する耐震・耐津波機能が不足している施設があることから、長寿命化と防災・減災機能の強化を計画的に取り組む。

3)新潟県環境基本計画 2017－2028

新潟県環境基本計画には、基本目標「人と自然が共生する暮らし」及び「資源循環型社会の形成」のなかで、海岸環境について次のように位置づけられている。

○人と自然が共生する暮らし—水環境の保全と緑あふれる快適な環境づくり

- ・多様な生物の生息・生育・繁殖環境を保全し、多様な河川景観と調和した河川整備（多自然川づくり）や、砂浜を守り、水辺の快適性と利用しやすさに配慮した海岸整備を推進し、水辺の保全を図ります。
- ・港湾緑地の整備により快適で潤いのある港湾環境の創出を図ります。
- ・沿岸域の環境や漁場の保全に向け、上流域における森づくり（魚の森づくり）を推進します。

○資源循環型社会の形成—廃棄物の適正処理の推進と不法投棄対策

- ・新潟県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、県、海岸管理者、市町村が連携した海岸漂着物の回収・処理を進めるとともに、発生抑制の取組を推進します。

4)新潟県水環境保全基本方針

新潟県では、健全で恵み豊かな水環境を確保し、これを良好な状態で将来に継承していくため、「新潟県生活環境の保全等に関する条例（平成 8 年 10 月全面改正）」において、県が水環境保全基本方針を策定すると定めている。これに基づき、「新潟県水環境保全基本方針」（平成 12 年 2 月策定、令和 3 年 3 月最終改訂）を定めており、その概要は次のとおりとなっている。

○方針の位置付け

この方針は、新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づき策定するもので、新潟県総合計画の基本理念である「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を目指すために水環境の面からの取組を示すものです。また、新潟県環境基本計画の水環境保全分野の個別の方針・計画として、県民、事業者、民間団体、市町村及び県の参加と連携、協働により将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を引き継いでいくための指針となるものです。

○方針の対象

(1) 対象とする水環境

この方針の対象は、河川、湖沼、沿岸海域等の水域、地下水、水辺地及び水源かん養域としての森林等とし、対象とする分野は、水質、水の循環、水とのふれあい、水辺環境とその生物多様性とします。

(2) 対象主体及び対象地域

対象主体は県民、事業者、民間団体、市町村及び県とし、対象地域は県内全域とします。

○方針の基本理念

新潟県の豊かな水環境を保全・創造し、活用を図りつつ次の世代へ継承していくため、基本理念を『豊かな自然に恵まれた水環境を保全し創出する』とし、これに基づいて引き続き水環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。

5) 海岸に関する諸計画等

沿岸には、海岸と関わりの深い様々な計画・事業がある。

（表－18 新潟県沿岸域における海岸に関する諸計画一覧表）

(12) 海岸への要請

1) 県民意識調査

新潟県水環境保全基本方針の策定にむけて、令和元年度に県が全県域を対象に行った水環境保全についての意識調査によると、海岸に対する満足度では、「海岸のゴミの少なさ」が「やや不満」と「非常に不満」をあわせると60%近くと不満の割合が高くなっている。他の全ての項目では「普通」という回答が最も多く、「満足」や「不満」をあまり感じていない結果となっている。

現在海岸で行っていることと、将来海岸でやりたいことでは、現状では「景色を楽しむ」「ドライブ」「散歩」等の自然的環境を利用した行為とともに、「水遊び」「花火、花火見物」「水泳」などのレクリエーションも多い。将来的には、「水遊び」「バーベキュー・キャンプ」等が現状に比べて大きく増加している。

海岸の環境保全上重要なこととしては、「工場排水による汚濁を軽減」「家庭からの汚濁を軽減」がともに45%を超えており、汚濁負荷削減対策が重要との回答が最も多く、ついで「侵食防止対策」が40%を越え、「樹木の保全による海の動植物の生息環境の保全」は30%を越えている。

(図-46 海岸に対する満足度)

(図-49 海岸の環境保全上重要なこと)

(図-50 現在海岸で行っていること、将来海岸でやりたいこと)

2) 住民説明会での住民意見

海岸保全基本計画策定にあたり、平成13年8月から平成14年2月の間に、県下全域の海岸関係30市町村において住民説明会を開催した。説明会では、海岸法改正の趣旨や海岸保全基本計画策定の背景を説明し、各地域における海岸保全施設整備の現状や今後の計画について意見聴取を行った。住民説明会は、概ね市町村を単位とした33会場で開催し、住民参加人数は県下全域で694人であった。

富山湾沿岸の新潟エリアの説明会では、次のような住民意見があった。

(防護面に関する要請)

激しい冬期風浪に脅かされてきた歴史のある地域であるため、深刻な海岸侵食により失われてしまった砂浜に対し、人為的に土砂を供給するなどし、防災のみならず、環境・利用面からも回復が必要との強い要請があった。その中で、現状の海岸保全施設整備が、防災面では効果を発揮していることに対し評価する声もあった。

- ・「離岸堤が整備されても、砂浜の回復が進まないの、高波の時には越波が心配」
- ・「土砂供給の減少による侵食被害の発生は明白であり、これに対しては積極的な対応をすべき」
- ・「海岸侵食により失われた砂浜の回復は、地元住民にとっても悲願であり、海水浴利用の多い隣接長野県からも要請がある」
- ・「砂浜の回復には至っていないが、人工リーフの設置後は、越波被害が治まり、かつ護岸に波がぶつかる震動に悩まされることもなくなった」

(環境面に関する要請)

環境や景観面では、住民が、海岸侵食と共に、歴史ある景観が失われたり、懐かしい風景が様変わりしてしまったことを、非常に無念に感じているとの意見があった。

- ・「“天下の険”と呼ばれる親不知海岸の砂浜は、昔は街道であり、観光名所でもあったが、今はその面影もない」
- ・「昔は糸魚川の砂浜では、雪が積もるとスキーができたし、塩田として塩づくりも行われていた」

(利用面に関する要請)

海岸背後に狭隘な平坦地しかない地区が多いため、利用空間の増大を求める声があった。また、他県からも非常に多くの海水浴客が訪れる土地柄らしく、貴重な自然としての海岸の大切さや、自然の中にある危険について、理解を深めることが重要との意見があった。また、伝統行事に配慮するよう要請もあった。

- ・ 「海岸沿いに国道が走り海水浴場と近いのだが、駐車場が不足している」
- ・ 「ゴミの放置に悩まされている。ゴミの持ち帰りなど、マナー向上の啓発は隣県の海岸利用者にも広く必要」
- ・ 「釣り客などが、消波ブロックの上など危険なところに上がっているが、事故が起きないか心配だ」
- ・ 「青海町の竹のからかいに支障がないよう、施設の計画には配慮をしてほしい」

(その他)

関係住民や利用者が、海岸と積極的にかかわってゆく意識が高いことがうかがえた。

- ・ 「具体的な事業の実施についても、事前に住民の意見を聴いてほしい」
- ・ 「海岸のことをより理解できるように、写真で昔の海岸と現在の海岸を比較したり、全国の海岸の様子などを勉強するための資料を作って住民に提示してほしい」

1.3.2 富山県エリアの社会的特性

(1)人口

沿岸市町の人口は、平成 12 年度の国勢調査結果によれば、富山市が 32.5 万人で最も多く、次いで高岡市の 17.2 万人となっている。

人口の推移をみると、昭和 60 年以降、富山市で 11,589 人増（3.7%増）、滑川市で 2,483 人増（4.8%増）、黒部市で 396 人増（0.3%増）のほかは、いずれも減少傾向にある。

(2)産 業

1)産業構造

沿岸における高岡市から富山市にかけての都市部では、第三次産業の比率が高く、新湊市では沿岸市町で唯一、全国平均を上回っている。

2)農 業

沿岸における市町村別農業粗生産額は、富山市が約 103 億円で最も高く、次いで高岡市の約 65 億円となっている。

3)漁 業

富山湾は、大陸棚の幅が狭く、急深で、「あいがめ」と呼ばれる海底谷が複雑に発達している。さらに、このような海底地形に加え、対馬暖流と日本海固有冷水塊（海洋深層水）がごく沿岸まで接近するという好漁場としての条件が揃っている。このため、古くから定置網漁業を中心とした沿岸漁業が発達している。富山県の定置網による漁獲量は、県内漁獲量の 7 割以上を占めている。市町村別の平成 12 年度漁獲高は、氷見市が最も多く約 8,000 t、次いで新湊市の約 6,700t である。

4)工 業

沿岸の工業は、豊かな水と安価な電力によって、大正時代以降工場の立地が進み、繊維・紙・パルプ・鉄鋼・化学を中心に発達してきた。昭和 40 年代に富山新港周辺にアルミ関連企業を中心とした臨海工業地帯が建設されると、金属、非鉄金属工業のウエイトが急激に高まり、現在では日本海側屈指の工業集積を形成しており、アルミ工業は全国一のシェアを誇っている。平成 11 年度の製造品出荷額は、富山市が約 6,700 億円、高岡市が約 5,500 億円となっている。

5)商 業

沿岸における商業については、都市部の富山市、高岡市に集中しており、

商店数、従業員数、年間販売額すべてで突出している。

(3) 交通

富山県の道路交通は、日本海沿岸に沿って北陸自動車道、国道 8 号が北陸の各主要都市を結んでいる。国道 41 号、156 号、160 号といった一般国道が南北にのびている。近年では、東海北陸自動車道や能越自動車道の整備が進行しており、東海地方とのアクセスが向上しつつある。

富山県の鉄道は、日本海沿岸に沿う JR 北陸本線、名古屋と富山を結ぶ JR 高山本線が軸となっており、その他、沿岸市町間を結ぶ地方鉄道も整備されている。平成 13 年 4 月には北陸新幹線上越・富山間の工事が認可され、鉄道網のさらなる発展が期待されている。

空路は富山空港から国内及び対岸諸国の主要都市へ定期便が就航しており、海上交通としては、夏季に伏木富山港伏木地区より、ロシアのウラジオストクとの間に、旅客定期船が運航されている。

(4) 歴史

沿岸には氷見市の大境洞窟や入善町のじょうべのま遺跡など、縄文時代をはじめとした多くの遺跡が発見されており、この地域に早くから文明が開けていたことが分かっている。また、史跡をはじめとする国指定、県指定の文化財が数多く残されている。

現在の富山県は、もと越中の国とよばれた地域を占めている。1581 年に織田信長の命を受けた佐々成政が入国し、越中の支配に努めた。その後、越中 4 郡（礪波・射水・婦負・新川）は加賀前田氏の領国となり、幕藩体制が敷かれた後の 1639 年には、婦負郡と新川郡の一部が富山藩 10 万石となった。江戸時代を通じて藩は前田氏の治世下におかれたが、前田氏は藩政の確立に努め、農業生産力の向上、鉱山の開発、商工業の振興を積極的に行った。『越中富山の薬売り』として有名な売薬業は、2 代目正甫公が領民の生活を豊かにするために奨励したものとされる。

1871 年（明治 4 年）に廃藩置県が行われると、越中のうち、旧富山藩領は富山県、旧加賀藩領は金沢県の一部となった。1872 年（明治 5 年）には、越中全域が新川県に、さらに 1876 年（明治 9 年）にはこれを廃し、石川県に合併されている。しかし、加賀・能登側と越中の間で分県運動が高まり、1883 年（明治 16 年）に越中は富山県として石川県から分離独立し、現在に至っている。

(5)文化財

1)指定文化財

国指定文化財は、沿岸の9市町に分布しており、最も件数が高岡市では37件が指定されている。

県指定文化財については、高岡市及び富山市に分布が集中しており、それぞれ26件と21件である。

2)埋蔵文化財

沿岸には氷見市の大境洞窟や入善町のじょうべのま遺跡など14件の埋蔵文化財が分布しており、この地域に早くから文明が開けていたことが分かっている。

(6)土地利用

沿岸の現況土地利用の地目別面積をみると、朝日町、魚津市、氷見市では、山地の占める割合が多くなっている。また、富山市周辺の都市部では、農地、宅地、山林が同程度となっている。また、入善町では町の半分以上が農地となっている。

(7)海岸災害

1)侵食

富山県の海岸は、急峻な海底勾配と冬季風浪、湾内に見られる寄り回り波等の厳しい海象条件とあいまって、全国でもまれにみる侵食海岸となっており、ほぼ全域に渡って侵食傾向にある。漂砂機構の特徴としては、海底谷が海岸近くまで迫っていることから、沖合への土砂損失があげられる。中でも侵食の激しい黒部市、入善町の黒部川の河口に位置する下新川海岸は、昭和35年より国が直轄海岸工事を実施している。

また、侵食によって後退した浜に冬季風浪や寄り回り波等の高波が来襲することによる越波災害も頻発している状況にある。特に湾奥部の富山市周辺及び朝日町、入善町等での発生頻度が高い。

2)高潮・波浪

富山県の海岸では、侵食によって後退した浜に冬季風浪や寄り回り波等の高波が来襲することによる越波災害も頻発している状況にある。特に湾奥部の富山市周辺、朝日町、入善町等での発生頻度が高い。

(8)沿岸域の利用の現況

1)漁業利用の状況

①漁港の位置及び種別

沿岸には、第1種漁港が10港、第2種漁港が4港、第3種漁港が2港の計16港の漁港が存在している。なお、第4種漁港は存在しない。

②漁業権の設定

沿岸一帯が、共同漁業権漁場に設定されている。区画漁業権は18箇所が設定されており、ワカメ、魚類の養殖が行われている。定置漁業権は79箇所設定されており、イワシ、ホタルイカ、ブリ漁が盛んである。

③漁場

スルメイカのいか釣り、シロエビ・ホッコクアカエビ等の小型底びき網、ベニズワイ・バイ類等のかごなわ漁業が行われている。

2)レクリエーション利用の状況

①観光入り込み状況

平成 11 年度の富山県の海洋性レクリエーションの入り込み客数は、187 万人であった。

②海岸域における観光地の分布

沿岸には、魚津市の蜃気楼、埋没林、入善沖の海底林、滑川市水橋より魚津市にいたるホタルイカの群遊海面、北アルプスの景観等をはじめとする自然系資源から、黒部市の「えびすまつり」、滑川市の「ネブタ流し」等の人文系資源及び「ほたるいかミュージアム」に代表される観光施設のように多種多様な観光資源が分布している。

③祭・行事

沿岸では、黒部市の「えびすまつり」、滑川市の「ネブタ流し」等海にまつわる数多くの行祭事が現在に伝えられている。これらは主に海で生活する漁民にかかわるものが多いのが特徴的である。近年では、スポーツイベントや花火大会が数多く行われている。

④釣り場

釣り場は沿岸の全域にわたり分布している。

3) 港湾施設の利用状況

高岡市、新湊市、富山市の沿岸部に位置する伏木富山港は特定重要港湾として日本海沿岸を代表する港湾ともなっている（日本海側の特定重要港湾は伏木富山港と新潟港のみである。）。この他に地方港湾として魚津港（魚津市）がある。伏木富山港の取扱貨物は、輸出、移出とも化学工業品の占める割合が高い。また、輸入では林産品、鉱産品、移入では化学工業品が最も高い。魚津港の取扱貨物は、輸移入は水産品、輸移出については砂利等の石材にほぼ限定されている。

(9) 防災

1) 海岸保全施設整備

沿岸は古くから海岸侵食、越波と闘ってきたところである。海岸侵食は、住民生活、農業、漁業、地域交通に大きな影響を与えてきた。とくに、県東部にあたる下新川海岸の侵食状況は著しいことから、昭和 35 年度に直轄海岸工事施行区域に指定され、直轄海岸事業が展開されている。また、その他の海岸部についても順次、護岸、離岸堤、消波工などの様々な保全施設の整備が展開され、侵食、越波に対して充実しつつあるが、依然として海岸防災の必要性は高いものになっている。

一方、現在では海岸利用や自然環境保全、景観保全などの多様で高度な要望に対応するため、人工リーフ、養浜やサンドバイパス等の工法を積極的に導入した面的防護方式による保全施設事業が進められている。

(10) 関連する諸計画

1) 富山県民新世紀計画（平成 13 年 4 月）

富山県では 21 世紀を迎え、これまでの県づくりの成果とこれからの時代潮流を見定め、21 世紀初頭における県づくりの目指すべき方向とその実現のための方策を明らかにするものとして、平成 13 年 4 月に『水と緑といのちが輝く 元気とやま』を基本目標とする「富山県民新世紀計画」を策定している。

富山県民新世紀計画では、基本目標の実現に向けて施策を総合的に展開するための政策の柱として、「人材立県」「生活立県」「環境立県」「産業立県」と並んで「国際立県」を掲げている。

このうち、「環境立県」の項目において、沿岸域に係わる施策を以下のように設定している。

○ 海洋・沿岸域の保全と活用

(施策の方向)

富山湾をはじめとする日本海及びその沿岸域について、その保全と開発利用を進めるとともに、日本海学の確立・普及等、日本海ミュージアム構想を推進します。

□ 海洋・沿岸域の保全と活用

- ・ 自然海岸の保全
- ・ 面的防護方式による海岸整備
- ・ 緩傾斜護岸等による親水空間の創出
- ・ 港湾緑地の整備
- ・ 人工ビーチの整備
- ・ 白砂青松の美しい海岸保全林の整備

□ 日本海ミュージアム構想の推進

- ・ 伏木富山港新湊地区の旅客ふ頭の整備
- ・ 西埋立地緑地の整備
- ・ 日本海学の確立・普及
- ・ 日本海博物館(仮称)構想の推進

2) 富山県環境基本計画（平成 10 年 4 月）

環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、富山県環境基本条例の基本理念を実現することを目的として、平成 10 年 4 月 1 日に施行された富山県における環境の保全と創造に関する最も基本となる計画である。

このうち、沿岸域に係わる項目として以下のように設定している。

○ 心地よい水辺環境の創造

（目標）

清く豊かな水に恵まれた富山

- ・ 周辺の景観と調和を図り、水や緑、魚などの自然とふれあうことができ、散策できる憩いの場を確保する。

（施策の方向）

- ア. 個々の水辺に求められる本来の機能との整合を図りつつ、クリーンウォーター計画において示している快適な環境に親しむ場としての水辺空間の創出、自然性の確保を図るとともに、名水等の保全を推進する。
- イ. 河川、海岸等の身近な水辺については、豊かな自然と調和したふれあいの場を創出する。特に海辺については、海岸延長に占める自然海岸及び半自然海岸の比率をおおむね現在の水準に維持するとともに、自然海岸に近い景観を維持、回復するため構造物や工法等に工夫した海岸整備を進める。
- ウ. 県土美化推進県民会議等の取組みにより、河川、海岸等の水辺やその周辺においては、県民総ぐるみで地域の清掃や美化活動を行う。

3)とやま 21 世紀海ビジョン（平成 6 年 3 月）

とやま 21 世紀海ビジョンは、富山湾及び沿岸域において既に取り組みられている多くの施策を体系化するとともに、海洋に対する新しい時代の要請を取りこみながら、21 世紀に向けて富山湾及び沿岸域の特性をふまえつつ、その可能性を最大限に生かした海の利用構想を示すことを目的として、県及び沿岸 9 市町が協力して策定したものである。

このビジョンの役割は、①県及び沿岸市町が富山湾及び沿岸域で行う各種海洋関連施策の総合性及び計画性を確保するとともに、②県民や民間企業等の自主的活動を促進・誘導し、併せて、③国等の事業に対して要望すべき事項を明らかにしたものである。

○ ビジョンの基本目標

きれいで豊かな富山湾を守り育てるとともに、その可能性を最大限に活かして、海の科学・文化の拠点形成、海の産業の拠点形成、海に親しむ余暇活動の拠点形成を通じて、恵み豊かな富山湾の利用を進める。これにより、人々がうるおいを感じ、いきいきと活動する沿岸域を創造し、さらに、富山から日本海へと大きくはばたき、環日本海地域に発信していく。

1. きれいで豊かな富山湾を守り育てる
2. 恵み豊かな富山湾の利用を進める
3. 富山から環日本海地域に発信する

○ 21 世紀に向けた富山湾の保全・利用構想

- 1.きれいで豊かな富山湾を守り育てる
 - ・ 富山湾の水質環境の保全
 - ・ 安全で人と自然にやさしい海岸の形成
- 2.恵み豊かな富山湾の利用を進める
 - I .海の科学・文化の拠点形成
 - ・ 海洋科学研究の推進
 - ・ 海洋文化の継承と創造
 - II .海の産業の拠点形成
 - ・ 水産業の活性化
 - ・ 深層水を活用した新しい産業の振興
 - III .海に親しむ余暇空間の形成
 - ・ 海のレジャー・レクリエーションの振興
 - ・ 観光レクリエーションルートの整備拡充
- 3.富山から環日本海地域に発信する
 - ・ 日本海国土軸の形成

- ・ 対岸地域交流の推進
- ・ 日本海に関する総合的な調査研究の推進

4) 富山県景観条例（平成 14 年 9 月）

富山県民新世紀計画（平成 13 年 6 月策定）では、「水と緑といのちが輝く元気とやま」を目標とした県土づくりを目指しており、このような県民意識の変化や社会の動向に的確に対応し、かつ、計画の中で掲げる「環境と調和した美しい地域づくり」を実現するためにも、より一層の景観施策の推進が期待されている。

このような背景のもと、平成 14 年 9 月に景観条例が制定された。

○ 基本理念（条例 第 3 条）

- 景観づくりは、優れた景観が県民にとって貴重な財産であることにかんがみ、優れた景観が次代に適切に継承されることを旨として、行われなければならない。
- 景観づくりは、本県のかげがえのない美しく豊かな自然を守り、地域の歴史、文化等の個性を生かし、水と緑で彩られ、魅力あふれる景観を創ることを旨として、行われなければならない。
- 景観づくりは、県民の景観づくりの心を基本として、県民の主体的かつ積極的な取組を通じて、行われなければならない。
- 景観づくりは、景観が人の社会的経済的活動の展開の中で形成されていくものであることにかんがみ、県、市町村、県民及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進されなければならない。

このうち、沿岸に係わるものとして、以下のような項目が定められている。

○ 水辺の景観づくり（条例 第 15 条）

1. 県は、水辺の景観づくりを推進するため、多様な生態系に配慮しながら、水に親しむ施設の整備、水辺の緑化、浄化用水の導入その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2. 知事は、水辺の景観づくりのために必要があると認めるときは、県以外の当該水辺を管理する者に対し、必要な協力を要請するものとする。

○ 公共事業等における配慮（条例第 20 条）

公共事業並びに県民及び事業者の建築物等の建築、土地の区画形質の変更その他の行為は、地域の自然、歴史、文化等の特性、周辺の町並みとの調和及び 県民に親しまれる山岳、海岸、田園等の景観に配慮して行われるものとする。

(11) 海岸への要請

1) 富山県住民アンケート結果

平成 14 年 3～4 月に、沿岸市町を対象に実施した海岸に関する住民アンケート結果を以下に整理する。アンケートの返信総数は 606 通であった。(アンケート回収率 約 40%)

- ・ 住民が持つ県内の海岸のイメージとしては、「テトラポッド等のブロックの多い場所」、「魚釣り等ができる磯や防波堤」と答える人が多く、いずれも全体の 4 割程度を占めた。
- ・ 「自然なままの砂浜」をイメージする人は、全体の 3 割程度を占め、海岸侵食によって失われた砂浜や自然環境を昔のように戻して欲しいとの要望が多かった。
- ・ 「波が高く危険なところ」をイメージする人は全体の 3 割弱程度を占めた。また、既設の堤防や消波ブロックをどのように考えているか？との問いには、景観や自然環境を悪化させている、まだ安全でない、海辺に近づく妨げになっている等の理由により、「改良すべき」と考える人が、全体の 7 割を占めた。一方、「このままで良い」と考える人は、3 割弱であった。
- ・ 海辺のゴミ問題を指摘する回答も多く、約 6 割の人が「ゴミ拾い等の海岸愛護のボランティアに参加している、もしくは機会があれば参加したい」と返答しており、地域住民の海岸に対する意識の強さがうかがえた。一方、海岸利用者のマナーの徹底や、河川から流出するゴミへの対応に対する要望が強かった。
- ・ 海岸の利用目的としては、散歩、ジョギング等の日常の利用や、海水浴、釣り、花火大会、祭事等のイベントといったレジャーの場としての利用が多数を占めた。そのため、今後の海岸整備の要望に対する項目でも、公園、緑地、遊歩道と言った日常的な利用に資する施設や、人工ビーチ、釣り桟橋、展望施設といったレジャー施設の整備の要望が強かった。また、海岸周辺の道路、駐車場の整備など、海岸へのアクセス、利便性の向上に関する要望も見られた。
- ・ 将来、海岸をどのようにしていくべきか？との項目では、「海岸にゴミを捨てないなどのモラル向上の啓発に努める。」が全体の 6 割で最も多く、次いで、災害を防止するための堤防等の整備、生物の生育環境の保全、利用に配慮した公園や緩傾斜堤防等の整備など、防護面、環境面、利用面の多岐にわたった結果となった。

2) 富山県の住民懇談会の開催

平成14年3月～4月にかけて、富山県の沿岸市町村（9市町、10地区）において、海岸保全施設整備に関する住民懇談会を開催した。

この会では、海岸法の改正、海岸保全基本計画に関する説明のほか、地域住民の方々が普段から思っている意見を交わす場として設けられたものであり、今後も引き続き開催して欲しいとの要望が強く、住民の方々の海岸に対する意識の高さがうかがえた。

懇談会で出された意見の概要を以下にまとめる。

（防護面に関する要請）

- ・ 環境面、利用面への配慮も大事ではあるが、災害防止を最優先して欲しい。
- ・ 既設離岸堤に副堤を設置して消波効果を増進して欲しい。
- ・ 老朽化施設の点検、改修を徹底して欲しい。
- ・ 事業の実施順序はどのようになっているのか？
- ・ 河川の河口部に土砂が堆積しており、対策を施して欲しい。
- ・ 背後地の塩害対策、背後道路への石の飛散対策を実施して欲しい。
- ・ 施設にあたる波の音が大きい。

（環境面に関する要請）

- ・ 昔のような自然な海岸・砂浜を復元して欲しい。
- ・ 背後の松並木を復元して欲しい。新たに海岸林を整備して欲しい。
- ・ 保全施設の整備によって、周辺の漁業や藻場に影響が出ている。
- ・ ゴミ問題に対し、利用者のマナーの改善・啓発やゴミの処理の対応を、行政主体でやって欲しい。
- ・ これ以上、浜に手をつけて欲しくない。

（利用面に関する要請）

- ・ 海岸でのレクリエーション施設を整備して欲しい。
- ・ 周辺の観光に役立つ海岸整備を行って欲しい。
- ・ アクセスに配慮した階段護岸だけでなく、子供が遊べる磯場などを造成して欲しい。
- ・ 砂浜に人が入りやすくするのは良いが、このために浜が荒らされるのは困る。利用者のマナー啓発を図るなど、整備後の環境保全もあわせて考慮して欲しい。
- ・ プレジャーボートの不法係留の対策をとって欲しい。

（その他）

- ・ 事業を実施する際には、事前説明の場を設けて欲しい。

1.4 沿岸の長期的な在り方

1.4.1 新潟県エリアの沿岸の長期的な在り方

(1) 沿岸の課題

1) 海岸の防護に関する課題

富山湾沿岸は、複雑な海底地形と冬季風浪等の厳しい波浪、富山湾特有の寄り回り波といった海象条件のもと、古くから海岸侵食や越波被害と闘ってきた海岸であり、これまでも護岸、消波工、離岸堤等の様々な海岸保全施設が整備されてきた。しかし、依然として海岸侵食及び越波災害といった海岸災害は後を絶たないのが現状であり、災害に強い安全な海岸づくりが最重要課題となっている。

今後は、海岸保全基本方針にも取り上げられたように、安全な海岸の整備に加え、自然と共生する海岸環境の保全、多様なニーズに対応した海岸の実現も配慮し、より高い次元での調和を図っていく必要がある。このためにも、堤防・護岸・砂浜・離岸堤等の海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し、それらの複合機能により海岸背後地域の人命財産を高波・侵食等の災害からより粘り強く防護するとともに、良好な海岸空間を創出することが課題となる。

その他、富山湾沿岸域の厳しい海象条件下において、防護・環境・利用の調和のとれた快適な海岸を整備していくためにも、面的防護のさらなる推進や、サンドバイパス、サンドリサイクルの推進、必要に応じ有脚式離岸堤等の新しい保全工法の採用、総合的な土砂管理の推進に取り組むことが課題となっている。

津波については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震などを踏まえ、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定・施行され、平成25年1月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成26年8月に新たな知見による津波断層モデル(60断層)が公表された。新潟県では、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定を平成29年11月に作成した。これによるとこれまでの想定を上回る津波水位が示されている箇所もあり、ハード・ソフト両面からの対策が急務となっている。

また、比較的発生頻度の高い津波については、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸

保全施設等の整備を進めていくことが求められる。

気候変動の影響については、気象・海象の変化や長期的な平均海面水位の上昇により海岸侵食の進行やゼロメートル地帯の増加、高潮や波浪による被害の激甚化等のおそれがある。

2) 環境の整備と保全に関する課題

新潟県エリアと富山県エリアの海岸に関する共通点としては、海岸にみられるヒスイと海沿いの街道があげられる。

両エリアにまたがる海岸での広域なヒスイの分布は、新潟県エリアの天然記念物指定ヒスイ原産地がある姫川・青海川流域から、土砂とともにヒスイが海岸に流れ出て、海岸沿いに漂砂として広域に移動し富山県エリアまで到達したためと考えられる。このような流砂系の働きにより、古来より旅人にとっても最大の難所とされてきた、天下の険「親不知・子不知」においても、海浜が形成され海岸沿いの街道となっていた。しかし、自然のバランスが崩れ流砂系が変化したため、海岸侵食が著しく進行し海岸街道は消滅してしまった。

このようなことから、近年では、海岸を非常に大きな自然系としてとらえ、海岸侵食と広域的な流砂系の関係解明と、その効果的な制御を図ることが重要視されており、富山湾沿岸全域においても、広域的な流砂系を考慮した海岸保全の推進が課題となっている。

このほか、新潟県エリアでは、奇岩の点在する岩礁海岸や砂浜海岸、天下の険「親不知・子不知」といった崖海岸が、変化に富んで連なっており、それぞれが貴重な自然環境・景観となっている。

また、富山湾は、能登半島と広大な扇状地平野に縁取られた日本海側最大の湾であり、その雄大な景観は国内でも有数のものとなっている。そこには、蜃気楼や天然記念物にも指定されているホタルイカの群遊海面など特有の現象が見られるほか、埋没林や海底林といった貴重なものも多く、『不思議の海、神秘の海』としても知られている。また、富山湾沿岸には、「雨晴海岸・松田江の長浜」と、「宮崎・境海岸」の2箇所が「日本の渚・百選」に選定されている。

富山湾沿岸には、これらの貴重な自然環境・景観を含め、能登半島国定公園や久比岐、親不知・子不知、朝日の3つ県立自然公園が位置し、優れた海岸環境・景観は、いずれも貴重な観光資源となっている。

しかし、富山湾沿岸のほぼ全域が侵食傾向にあるため、災害に対する防災面の強化がなされた一方で、消波ブロックに覆われる海岸がここ数十年の間で急増しており、これらの貴重な自然的海岸景観が失われつつある。また、海岸侵食による変化は、生物、海浜植生等の生息場の消失や著しい変化、砂浜やそこに生育する生物による海水の浄化機能の低下など、環境面に与える影響が大きいと考えられる。

このような海岸では、喪失した自然の復元や、景観の保全に配慮した自然と共生する海岸環境の保全と整備に努める必要がある。特に、名勝や自然公園等の優れた景観、天然記念物等の貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の優れた自然を有する海岸については、その保全に十分な配慮が必要となっている。

また、貴重種の分布など環境情報の把握に努め、海岸保全施設を整備する上で環境保護にも配慮が必要となっている。

富山湾沿岸には、古くから開けた地域の歴史を示す遺跡や史跡のほか、人々の暮らしを示す文化財なども多く分布している。また、これまで人々が海岸災害に対して携わってきた防護に関する歴史資料や施設も、貴重な海岸環境の保全と同様に後世に伝えていくべきものとして、可能な限り残していくことが望ましい。

3) 公衆の海岸の適正な利用に関する課題

富山湾沿岸は、漁業や交易からもたらされた海の文化、河川による沖積平野や扇状地に発達した陸の文化の融合地であり、糸魚川市のけんか祭り、糸魚川市青海の竹のからかい、黒部市の生地えびす祭りや滑川市のねぶた流しなど、地域に伝わる行事や祭りの場としても盛んに利用されてきた。また、当沿岸は古くから北前船の寄港地として栄え、様々な文化を運び育んできた。

現在では、高速道路網等の整備に伴い、列島を縦横断的に物流と人の流れが拡大し、内陸側の温泉地、スキー場等とタイアップするなどの面的な連携により、海岸利用の増進が図られており、これにともない利用の種類の多様化も進んでいる。

また、地域産業及び物流の拠点として発展してきた姫川港、伏木富山港をはじめとする港湾や、カレイ・ヒラメ、タラ、ブリ、ホタルイカ、シロエビに代表される盛んな水産業を支える多くの漁港が存在している。

富山湾沿岸の海岸は、従来の散策、釣り、海水浴等に加え、近年では人々のニーズの高度化・多様化に伴って、様々なスポーツや健康増進、憩いの場としての利用や、野外学習や環境教育、育成活動の場としても利用されてきている。また、多様化したレジャーに対応した、海浜公園、公共マリーナやオートキャンプ場、地域の自然環境を活かした学習施設、博物館等が海岸と連携して整備されてきており、既存の海岸保全施設に関しても、海辺への近づきやすさの改善や、砂浜面積の確保などの要請が強まっている。

海岸背後の平坦地が狭隘な地域では、観光拠点や下水道終末処理施設などの整備に必要な公共用地に乏しいため、上越市名立区名立大町の「うみてらす名立」や糸魚川市能生小泊の「マリンドリーム能生」のように、海面を陸地化し、地域の観光・公共施設拠点整備を行っている例がある。このような地域では、地域活性化のための貴重な空間を海岸が提供しており、海岸と地域の結びつきや、海岸が地域の中で果たす役割が、非常に大きなものとなっている。

海岸では、このほかにも、水産活動、海洋性レクリエーション、港湾・漁港など、多種多様な利用がなされているが、利用・開発と環境保全の調整や、利用者間のトラブルへの対応等に対し、要請が高まってきているため、今後は、海岸に関する関係者等が、相互に意志疎通を密にし、開発と環境保全や利用者同士など、相互の調整を図りつつ、より快適で豊かな海岸の保全を目指していく必要がある。

地域住民を中心とした海岸愛護活動は、富山湾沿岸全体で大変盛んであり、ほとんど全ての海水浴場で、毎年“海開き”前の海岸清掃が実施されている。特

に、新潟県では、令和6年12月末時点における海水浴場の指定数が全国1位（日本観光協会「2024年度版数字でみる観光」）と非常に多く、海岸清掃も各地で実施されており、地域住民の“自分たちの海岸”に対する愛着の深さがうかがえる。

しかし、冬季風浪後等に打ち上げられる漂着ゴミや人為的なゴミ投棄の問題、船舶の不法係留や不法投棄、海水汚染の問題も発生してきており、これらに対処するために海岸愛護、美化に関する啓発活動を通じ、海岸利用のマナー向上や地域住民による海岸清掃等の海岸愛護活動を、より一層推進していく必要がある。

また、海岸は、観光資源として広域的に利用されているため、隣接県とも連携した海岸愛護の啓発方法などを検討する必要がある。

今後も、海岸における公衆の適正な利用を確保することを目的として、地域の自然を活かし、親水性の向上を目的とした施設整備のほか、多様化する海岸利用の増進に資する施設整備の推進や周辺の観光資源・地域拠点との連携が必要とされる。

また、地域の活性化に向け、周辺の地域計画との整合を図り、かつ長期的展望をふまえた総合的な海岸の利活用を図っていくことが望まれている。

(2) 海岸保全の目標

1) 富山湾沿岸の長期的な在り方

沿岸における課題点及び関連する諸計画を踏まえ、防護、環境、利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を図っていくために、本沿岸の長期的な在り方を以下のように設定する。

①防護 ～ 安全な海岸づくりを目指す ～

厳しい海象条件に対して、安全で快適な海岸づくりを進めることを目的とし、面的防護を中心とした海岸保全施設の整備を行う。

海岸保全施設の設計外力を上回る波浪や、施設では防ぎきれない地震津波被害などに対しては、ハード面の整備に加えて、避難などのソフト面の対応を強化し、また海面上昇の監視や広域的・総合的な土砂管理などの長期的な防災課題に対しても、調査や研究に努めることとする。

②環境 ～ 豊かな自然環境や景観と地域の歴史を大切にする ～

優れた海岸景観、自然環境、生物相及び漁場環境を、地域の開発と調整を図りながら保全を図るとともに、地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承する。また、必要に応じ自然環境の復元に努めるとともに、潤いと安らぎをもった沿岸域の形成を図るものとする。また、ゴミ対策など、清潔な海岸環境の維持については、現在積極的に行われている海岸愛護活動のさらなる推進を目指すとともに、美しい海岸は国民共有の財産であるとの観点から、海岸利用者に対するマナー向上啓発については、県内外を問わず広域的に取り組むを進めるものとする。

③利用 ～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する ～

多様化する海岸利用への対応や、周辺の産業、観光資源、地域拠点施設と連携を図るとともに、地域計画等との整合を図るなど、地域の活性化、個性ある地域の形成、地域の文化の創出等に貢献するため、総合的な海岸の利活用を目指す。

2) 海岸全体の目標

海岸保全においては、施設が海岸に与える影響の大きさを十分認識し、その計画・整備にあたるとともに、絶滅の恐れのある希少な生物などの保全すべき貴重な自然環境や景観、海岸に係る歴史的背景・遺物及び地域の要請や利用状況など、海岸に関する情報について、有形・無形を問わず広く把握に努め、海上や空からの景観美を損なわないよう配慮するなど、より一層の調和を図ることで、後世に継承すべき共有の財産としての海岸の価値を、さらに高めてゆくことを目標とする。

① 海岸の防護に関する施策

ア) 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による第5次評価報告書で用いられた代表的濃度経路(RCP)シナリオにおける、2℃上昇シナリオ(RCP2.6)の将来予測結果を踏まえた外力の長期的な変化を考慮し、防護すべき地域とその防護水準を次のように定める。

a) 防護すべき地域

高潮・波浪、津波等による災害や海岸侵食等の災害から、背後の人命や財産を保護するため、各海岸管理者が適切に設定する計画波浪または設計津波に対して、海岸保全施設が所要の機能を確保できていない海岸または、海岸保全施設が未整備の海岸を防護すべき地域として設定する。

b) 防護水準

○ 高潮・波浪に対する防護水準

高潮・越波からの防護が必要な海岸については、計画高潮位に計画波浪の影響を加え、これに対して背後地を防護することを目標とする。海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持することを目標としつつ、海浜の確保が必要な海岸については、汀線の回復を図ることを目標とする。

(計画高潮位の設定)

下記の2値を比較し高い値を採用する。

- ・ 既往最高潮位 + 平均海面上昇量
- ・ 朔望平均満潮位 + 気候変動を考慮した潮位偏差 + 平均海面上昇量

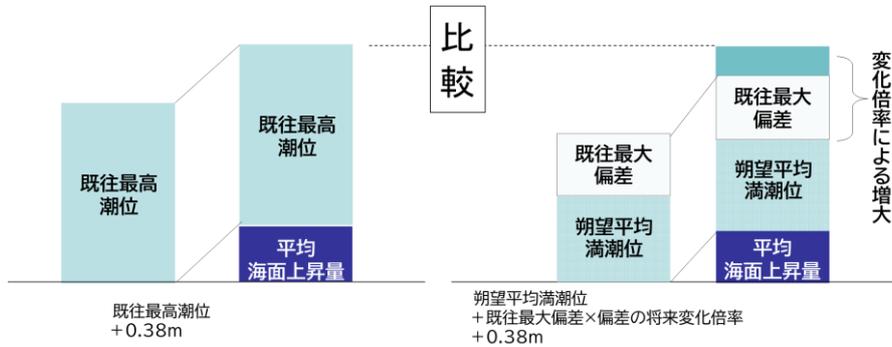


図 1-3 計画高潮位の設定イメージ

(波浪による打ち上げ高の設定)

- ・ 計画波浪は「新潟県沿岸波浪推算業務換算沖波算出マニュアル」(平成 20 年 4 月、新潟県農林水産部漁港課)の値(50 年確率波)を採用し、波浪の長期変化等の影響分を見込む。
- ・ 各地区海岸の代表断面と計画波浪から打ち上げ高を算出する。

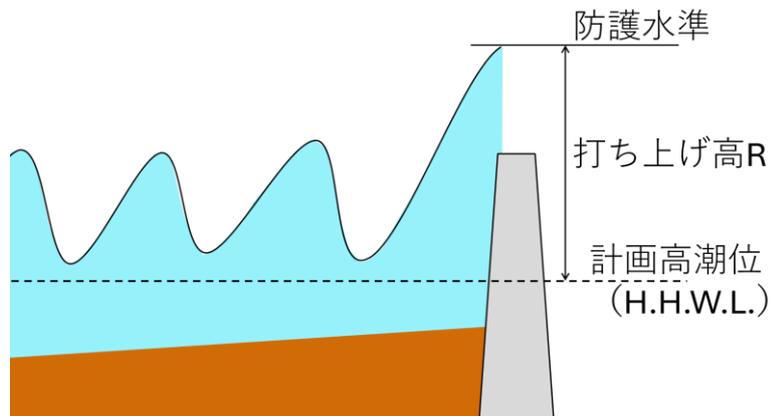


図 1-4 高潮・波浪に対する防護水準の設定イメージ

○津波に対する防護水準

津波からの防護が必要な海岸については、設計津波（レベル1津波）に対して防護することを目標とする。

また、津波に対する防護水準は、断層モデルによる広域地盤沈下の影響を考慮する。

（設計津波水位の設定）

新潟県設計津波に関する連絡調整会議にて検討した新潟地震津波、日本海中部地震津波、北海道南西沖地震津波を対象とする。

ゾーン区分ごとに、朔望平均満潮位に気候変動の影響による平均海面上昇量（0.38m）を加えた潮位を初期潮位として津波シミュレーションを実施し算出する。

（表－19 防護水準一覧）

- イ) 施設の整備にあたっては、護岸等の整備に加え、沖合施設や必要に応じて砂浜等も組み合わせることにより、環境面や利用面からも優れた面的防護方式による整備を一層推進する。また、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の海岸保全施設の整備を推進していく。
- ウ) 海岸保全施設においては、防護水準を満足する施設の整備率を向上させ、海岸背後の安全度を高める。
- エ) 海岸背後の資産や人口、貴重な自然環境、海岸の利活用の状況など、防護すべき保全対象を勘案しつつ投資の重点化を行うとともに、新たな技術の導入などによるコスト縮減に努め、投資効率を向上させ、防護効果の早期発現を図る。
- オ) 侵食対策として、離岸堤や人工リーフなどの沖合波浪制御構造物や突堤工やヘッドランドなどの漂砂制御構造物を用いた面的防護のさらなる推進により、砂浜そのものの保全・復元を目指す。
- カ) 海岸への土砂供給が著しく減少し海浜の回復が望めない侵食海岸では、保全対象を勘案しつつ、重点投資により突堤工と人工養浜を組み合わせる等、静的安定海浜としての整備を図る。
- キ) 土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって海岸侵食が発生した海岸では、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、海岸への土砂供給源となる河川流域全体から海岸、さらには広く沿岸域まで、一貫して土砂が運ばれる領域を「流砂系」という概念で捉え、砂防、ダム、河川、海岸が連携し、バランスのとれた総合的な土砂管理を推進する。
- ク) 津波については、震源と被害想定範囲の相関や、被害が発生する状況の想定など、危険判定や対策検討に必要な情報等の把握に努める。
- ケ) 越波、津波などによる浸水被害に対して、十分な防災体制が必要な地域については、ハード面での整備に加えて、関係機関と連携し、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、ソフト面での対策を講じるとともに、避難路、避難所などの施設整備を図る。
- コ) 地球温暖化に伴う海面上昇や海象変化を監視するとともに、広域的な沿岸漂砂の解明などに努める。
- サ) 老朽化施設の点検・補修を行い、施設寿命の増進を図るとともに、計画的に施設の更新・改築を行う。

②環境の整備と保全に関する施策

- ア) 当沿岸は、多くの優れた景観や自然環境を有しているが、その中でも、砂浜は重要な要素となっていることから、海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、可能な限りその原風景を取り戻すこととし、養浜等によって砂浜の復元を図るとともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を推進する。
- イ) 絶滅の恐れのある希少なものも含め、多様な生物の生息・生育や産卵の場となっている海岸の自然環境保全のため、生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう配慮するとともに、海岸保全施設の整備にあたっては、その生息・生育の場となりえる工法を積極的に採用するなど、自然環境に配慮しつつ進めるものとする。
- ウ) 海岸保全施設整備においては、沿岸漁業の様々な漁法に配慮し、藻場の造成や魚礁機能を有した施設を採用するなど、良好な漁場環境の保全に努める。
- エ) 景観面の配慮に当たっては、周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望の確保に努めるほか、近接する施設との一体性に配慮し、圧迫感や閉鎖感を与えないような施設配置を行うことにより、良好な海岸空間の形成に努める。
- オ) 地域の歴史ある行事や祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸環境に対する意識の向上を図る。また、地域住民やボランティアが主体となり取り組まれている海岸清掃活動などの支援・連携を図り、海岸環境の保全に努める。
- カ) 環境整備事業等を拠点的に展開するとともに、「白砂青松の創出」などのような海岸部における様々な事業との連携を推進することで、整備効果のさらなる向上を図る。
- キ) 海浜砂は有限なものと認識し、各海岸管理者が連携し、サンドバイパス、ならびにサンドリサイクルを推進する。また、安価な公共残土の有効活用など、海岸への供給可能な土砂量の増加を目指すとともに、コストの縮減を図る。

③公衆の適正な利用に関する施策

- ア)各地域の利用実態に合わせた施設整備に努めるとともに、多様化する海岸利用の形態にも対応するため、関係機関が連携して周辺の地域計画等との整合を図るとともに、既存の観光資源や拠点施設とも連携を図るなど、総合的な海岸の利活用を図っていく。
- イ)沿岸域の利用環境整備と一体化した、海洋性レクリエーション・観光の拠点の創設を目指し、県内外からの観光客の観光スポット、ならびに地域住民の憩いの場として利用頻度の高い海岸域は、重点的に利便性や快適性に配慮した整備を図る。
- ウ)利用者が海岸環境に与える影響の大きさを重視し、海岸利用のマナーの向上などについて県内外を問わず広く啓発に努める。また、青少年の海岸における環境学習・育成活動等を通じ、海岸環境保全の認識を高めてゆく。
- エ)海岸協力団体制度を活用し、市民が自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、海岸の管理に関する調査研究等の活動を行うことを積極的に支援する。
- オ)環境保護のために利用の制限が必要となる区域においては、海岸法による禁止措置等を講じるものとする。ただし、事前に利用者との調整や地域における議論を行うなどし、社会的な理解を得るとともに、他の法令による規制との調整を図るものとする。
- カ)海岸保全施設の整備や更新・改築にあたっては、消波ブロック等で海辺へのアクセスが分断されている地域では、安全に配慮しながら、必要に応じて、ブロックの転用や階段等の設置を図る。

1.4.2 富山県エリアの沿岸の長期的な在り方

(1) 沿岸の課題

1) 海岸の防護に関する課題

富山湾沿岸は、複雑な海底地形と冬季風浪等の厳しい波浪、富山湾特有の寄り回り波といった海象条件のもと、古くから海岸侵食や越波被害と闘ってきた海岸であり、これまでも護岸、消波工、離岸堤等の様々な海岸保全施設が整備されてきた。しかし、依然として海岸侵食及び越波災害といった海岸災害は後を絶たないのが現状であり、災害に強い安全な海岸づくりが最重要課題となっている。

今後は、海岸保全基本方針にも取り上げられたように、安全な海岸の整備に加え、自然と共生する海岸環境の保全、多様なニーズに対応した海岸の実現も配慮し、より高い次元での調和を図っていく必要がある。このためにも、堤防・護岸・砂浜・離岸堤等の海岸保全施設を面的な広がりをもって適切に配置し、それらの複合機能により海岸背後地域の人命財産を高波・侵食等の災害からより粘り強く防護するとともに、良好な海岸空間を創出することが課題となる。

その他、富山湾沿岸域の厳しい海象条件下において、防護・環境・利用の調和のとれた快適な海岸を整備していくためにも、面的防護のさらなる推進や、サンドバイパス、サンドリサイクルの推進、必要に応じ有脚式離岸堤等の新しい保全工法の採用、総合的な土砂管理の推進に取り組むことが課題となっている。

また、施設整備というハード面での対策と同時に、地震津波が来襲した場合の海水浴客等の海岸利用者の人身被害など、海岸保全施設整備では防ぎきれない被害の発生や、施設の防護水準を超える波浪の来襲による被害も想定されるため、それらに対処するための避難経路と避難場所の確保、災害発生時の迅速な情報伝達、地域と連携した防災体制の確立等といった、ソフト面での防災システムの構築も検討課題となっている。

また、地球温暖化の影響による海面上昇が現実のものとなった場合、砂浜の消失や来襲波浪の増大による陸地への浸水など、深刻な影響が予測される。このため、潮位や波浪について継続的な観測とデータの蓄積・共有・検証を行い、必要に応じ防護水準を見直すなど、各海岸管理者が連携して監視を継続し、状況変化に応じた対策に取り組んでいく必要がある。

2) 環境の整備と保全に関する課題

新潟県エリアと富山県エリアの海岸に関する共通点としては、海岸にみられるヒスイと海沿いの街道があげられる。

両エリアにまたがる海岸での広域なヒスイの分布は、新潟県エリアの天然記念物指定ヒスイ原産地がある姫川・青海川流域から、土砂とともにヒスイが海岸に流れ出て、海岸沿いに漂砂として広域に移動し富山県エリアまで到達したためと考えられる。このような流砂系の働きにより、古来より旅人にとっても最大の難所とされてきた、天下の険「親不知・子不知」においても、海浜が形成され海岸沿いの街道となっていた。しかし、自然のバランスが崩れ流砂系が変化したため、海岸侵食が著しく進行し海岸街道は消滅してしまった。

このようなことから、近年では、海岸を非常に大きな自然系としてとらえ、海岸侵食と広域的な流砂系の関係解明と、その効果的な制御を図ることが重要視されており、富山湾沿岸全域においても、広域的な流砂系を考慮した海岸保全の推進が課題となっている。

このほか、新潟県エリアでは、奇岩の点在する岩礁海岸や砂浜海岸、天下の険「親不知・子不知」といった崖海岸が、変化に富んで連なっており、それぞれが貴重な自然環境・景観となっている。

また、富山湾は、能登半島と広大な扇状地平野に縁取られた日本海側最大の湾であり、その雄大な景観は国内でも有数のものとなっている。そこには、蜃気楼や天然記念物にも指定されているホタルイカの群遊海面など特有の現象が見られるほか、埋没林や海底林といった貴重なものも多く、『不思議の海、神秘の海』としても知られている。また、富山湾沿岸には、「雨晴海岸・松田江の長浜」と、「宮崎・境海岸」の2箇所が「日本の渚・百選」に選定されている。

富山湾沿岸には、これらの貴重な自然環境・景観を含め、能登半島国定公園や久比岐、親不知・子不知、朝日の3つ県立自然公園が位置し、優れた海岸環境・景観は、いずれも貴重な観光資源となっている。

しかし、富山湾沿岸のほぼ全域が侵食傾向にあるため、災害に対する防災面の強化がなされた一方で、消波ブロックに覆われる海岸がここ数十年の間で急増しており、これらの貴重な自然的海岸景観が失われつつある。また、海岸侵食による変化は、生物、海浜植生等の生息場の消失や著しい変化、砂浜やそこに生育する生物による海水の浄化機能の低下など、環境面に与える影響が大きいと考えられる。

このような海岸では、喪失した自然の復元や、景観の保全に配慮した自然と共生する海岸環境の保全と整備に努める必要がある。特に、名勝や自然公園等の

優れた景観、天然記念物等の貴重な自然、生物の重要な生息・生育地等の優れた自然を有する海岸については、その保全に十分な配慮が必要となっている。

また、貴重種の分布など環境情報の把握に努め、海岸保全施設を整備する上で環境保護にも配慮が必要となっている。

富山湾沿岸には、古くから開けた地域の歴史を示す遺跡や史跡のほか、人々の暮らしを示す文化財なども多く分布している。また、これまで人々が海岸災害に対して携わってきた防護に関する歴史資料や施設も、貴重な海岸環境の保全と同様に後世に伝えていくべきものとして、可能な限り残していくことが望ましい。

3) 公衆の海岸の適正な利用に関する課題

富山湾沿岸は、漁業や交易からもたらされた海の文化、河川による沖積平野や扇状地に発達した陸の文化の融合地であり、糸魚川市のけんか祭り、青海町の竹のからかい、黒部市の生地えびす祭りや滑川市のねぶた流しなど、地域に伝わる行事や祭りの場としても盛んに利用されてきた。また、当沿岸は古くから北前船の寄港地として栄え、様々な文化を運び育んできた。

現在では、高速道路網等の整備に伴い、列島を縦横断的に物流と人の流れが拡大し、内陸側の温泉地、スキー場等とタイアップするなどの面的な連携により、海岸利用の増進が図られており、これにともない利用の種類の多様化も進んでいる。

また、地域産業及び物流の拠点として発展してきた姫川港、伏木富山港をはじめとする港湾や、カレイ・ヒラメ、タラ、ブリ、ホタルイカ、シロエビに代表される盛んな水産業を支える多くの漁港が存在している。

富山湾沿岸の海岸は、従来の散策、釣り、海水浴等に加え、近年では人々のニーズの高度化・多様化に伴って、様々なスポーツや健康増進、憩いの場としての利用や、野外学習や環境教育、育成活動の場としても利用されてきている。また、多様化したレジャーに対応した、海浜公園、公共マリーナやオートキャンプ場、地域の自然環境を活かした学習施設、博物館等が海岸と連携して整備されてきており、既存の海岸保全施設に関しても、海辺への近づきやすさの改善や、砂浜面積の確保などの要請が強まっている。

海岸背後の平坦地が狭隘な地域では、観光拠点や下水道終末処理施設などの整備に必要な公共用地に乏しいため、名立町の「うみてらす名立」や能生町の「マリンドリーム能生」のように、海面を陸地化し、地域の観光・公共施設拠点整備を行っている例がある。このような地域では、地域活性化のための貴重な空間を海岸が提供しており、海岸と地域の結びつきや、海岸が地域の中で果たす役割が、非常に大きなものとなっている。

海岸では、このほかにも、水産活動、海洋性レクリエーション、港湾・漁港など、多種多様な利用がなされているが、利用・開発と環境保全の調整や、利用者間のトラブルへの対応等に対し、要請が高まってきているため、今後は、海岸に関する関係者等が、相互に意志疎通を密にし、開発と環境保全や利用者同士など、相互の調整を図りつつ、より快適で豊かな海岸の保全を目指していく必要がある。

地域住民を中心とした海岸愛護活動は、富山湾沿岸全体で大変盛んであり、ほとんど全ての海水浴場で、毎年“海開き”前の海岸清掃が実施されている。特に、

新潟県では、平成12年度における海水浴場の指定数が全国2位（日本観光協会「数字でみる観光」）と非常に多く、海岸清掃も各地で実施されており、地域住民の“自分たちの海岸”に対する愛着の深さがうかがえる。

しかし、冬季風浪後等に打ち上げられる漂着ゴミや人為的なゴミ投棄の問題、船舶の不法係留や不法投棄、海水汚染の問題も発生してきており、これらに対処するために海岸愛護、美化に関する啓発活動を通じ、海岸利用のマナー向上や地域住民による海岸清掃等の海岸愛護活動を、より一層推進していく必要がある。

また、海岸は、観光資源として広域的に利用されているため、隣接県とも連携した海岸愛護の啓発方法などを検討する必要がある。

今後も、海岸における公衆の適正な利用を確保することを目的として、地域の自然を活かし、親水性の向上を目的とした施設整備のほか、多様化する海岸利用の増進に資する施設整備の推進や周辺の観光資源・地域拠点との連携が必要とされる。

また、地域の活性化に向け、周辺の地域計画との整合を図り、かつ長期的展望をふまえた総合的な海岸の利活用を図っていくことが望まれている。

(2) 海岸保全の目標

1) 富山湾沿岸の長期的な在り方

沿岸における課題点及び関連する諸計画を踏まえ、防護、環境、利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を図っていくために、本沿岸の長期的な在り方を以下のように設定する。

①防護 ～ 安全な海岸づくりを目指す ～

厳しい海象条件に対して、安全で快適な海岸づくりを進めることを目的とし、面的防護を中心とした海岸保全施設の整備を行う。

海岸保全施設の設計外力を上回る波浪や、施設では防ぎきれない地震津波被害などに対しては、避難などのソフト面の対応を強化し、また海面上昇の監視や広域的・総合的な土砂管理などの長期的な防災課題に対しても、調査や研究に努めることとする。

②環境 ～ 豊かな自然環境や景観と地域の歴史を大切にする ～

優れた海岸景観、自然環境、生物相及び漁場環境を、地域の開発と調整を図りながら保全を図るとともに、地域に残る貴重な歴史文化を後世に継承する。また、必要に応じ自然環境の復元に努めるとともに、潤いと安らぎをもった沿岸域の形成を図るものとする。また、ゴミ対策など、清潔な海岸環境の維持については、現在積極的に行われている海岸愛護活動のさらなる推進を目指すとともに、美しい海岸は国民共有の財産であるとの観点から、海岸利用者に対するマナー向上啓発については、県内外を問わず広域的に取り組みを進めるものとする。

③利用 ～ 人々の暮らしと活力ある地域づくりに貢献する ～

多様化する海岸利用への対応や、周辺の産業、観光資源、地域拠点施設と連携を図るとともに、地域計画等との整合を図るなど、地域の活性化、個性ある地域の形成、地域の文化の創出等に貢献するため、総合的な海岸の利活用を目指す。

2) 海岸全体の目標

海岸保全においては、施設が海岸に与える影響の大きさを十分認識し、その計画・整備にあたるとともに、絶滅の恐れのある希少な生物などの保全すべき貴重な自然環境や景観、海岸に係る歴史的背景・遺物及び地域の要請や利用状況など、海岸に関する情報について、有形・無形を問わず広く把握に努め、海上や空からの景観美を損なわないよう配慮するなど、より一層の調和を図ることで、後世に継承すべき共有の財産としての海岸の価値を、さらに高めてゆくことを目標とする。

① 海岸の防護に関する施策

ア) 防護すべき地域とその防護水準を次のように定める。

(a) 防護すべき地域

高潮、波浪等による災害や海岸侵食等の災害から、背後の人命や財産を保護するため、各海岸管理者が適切に設定する計画波浪に対して、海岸保全施設の機能が十分確保されていない海岸、または、海岸保全施設が未整備の海岸を防護すべき区域として設定する。

(b) 防護水準

高潮・越波からの防護が必要な海岸については、計画高潮位に計画波浪の影響を加え、これに対して背後地を防護することを目標とする。海岸侵食が進行している海岸については、現状の汀線を維持することを目標としつつ、海浜の確保が必要な海岸については、汀線の回復を図ることを目標とする。

ここで、計画高潮位及び計画波浪は以下のいずれかの方法により設定するものとする。

(計画高潮位の設定)

- ・既往最高規模の潮位
- ・朔望平均満潮位＋既往最大潮位偏差

(計画波浪の設定)

- ・既往最大規模の実測波浪
- ・実測、または気象資料に基づく推算により得た統計資料に、確率処理を施して求めた確率波浪

- イ) 施設の整備にあたっては、護岸等の整備に加え、沖合施設や必要に応じて砂浜等も組み合わせることにより、環境面や利用面からも優れた面的防護方式による整備を一層推進する。
- ウ) 海岸保全施設においては、防護水準を満足する施設の整備率を向上させ、海岸背後の安全度を高める。
- エ) 海岸背後の資産や人口、貴重な自然環境、海岸の利活用の状況など、防護すべき保全対象を勘案しつつ投資の重点化を行うとともに、新たな技術の導入などによるコスト縮減に努め、投資効率を向上させ、防護効果の早期発現を図る。
- オ) 侵食対策として、離岸堤や人工リーフなどの沖合波浪制御構造物や突堤工やヘッドランドなどの漂砂制御構造物を用いた面的防護のさらなる推進により、砂浜そのものの保全・復元を目指す。
- カ) 海岸への土砂供給が著しく減少し海浜の回復が望めない侵食海岸では、保全対象を勘案しつつ、重点投資により突堤工と人工養浜を組み合わせる等、静的安定海浜としての整備を図る。
- キ) 土砂の供給と流出のバランスが崩れることによって海岸侵食が発生した海岸では、海岸部への適切な土砂供給が図られるよう、海岸への土砂供給源となる河川流域全体から海岸、さらには広く沿岸域まで、一貫して土砂が運ばれる領域を「流砂系」という概念で捉え、砂防、ダム、河川、海岸が連携し、バランスのとれた総合的な土砂管理を推進する。
- ク) 津波については、震源と被害想定範囲の相関や、被害が発生する状況の想定など、危険判定や対策検討に必要な情報等の把握に努める。
- ケ) 越波、津波などによる浸水被害に対して、十分な防災体制が必要な地域については、関係機関と連携し、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、ソフト面での対策を講じるとともに、避難路、避難所などの施設整備を図る。
- コ) 地球温暖化に伴う海面上昇や海象変化を監視するとともに、広域的な沿岸漂砂の解明などに努める。
- サ) 老朽化施設の点検・補修を行い、施設寿命の増進を図るとともに、必要に応じ施設の更新・改築を行う。

②環境の整備と保全に関する施策

- ア) 当沿岸は、多くの優れた景観や自然環境を有しているが、その中でも、砂浜は重要な要素となっていることから、海岸侵食によって砂浜が失われた海岸については、可能な限りその原風景を取り戻すこととし、養浜等によって砂浜の復元を図るとともに、景観や自然環境に配慮した海岸保全施設整備を推進する。
- イ) 絶滅の恐れのある希少なものも含め、多様な生物の生息・生育や産卵の場となっている海岸の自然環境保全のため、生物が、その生息環境等を脅かされることのないよう配慮するとともに、海岸保全施設の整備にあたっては、その生息・生育の場となりえる工法を積極的に採用するなど、自然環境に配慮しつつ進めるものとする。
- ウ) 海岸保全施設整備においては、沿岸漁業の様々な漁法に配慮し、藻場の造成や魚礁機能を有した施設を採用するなど、良好な漁場環境の保全に努める。
- エ) 景観面の配慮に当たっては、周辺の自然景観や、関連事業及び地域計画との整合を図り、海岸の眺望の確保に努めるほか、近接する施設との一体性に配慮し、圧迫感や閉鎖感を与えないような施設配置を行うことによって、良好な海岸空間の形成に努める。
- オ) 地域の歴史ある行事や祭、新たなイベント等を通じて、海岸利用者の海岸愛護及び海岸環境に対する意識の向上を図る。また、地域住民やボランティアが主体となり取り組まれている海岸清掃活動などの支援・連携を図り、海岸環境の保全に努める。
- カ) 環境整備事業等を拠点的に展開するとともに、「白砂青松の創出」などのような海岸部における様々な事業との連携を推進することで、整備効果のさらなる向上を図る。
- キ) 海浜砂は有限なものと認識し、各海岸管理者が連携し、サンドバイパス、ならびにサンドリサイクルを推進する。また、安価な公共残土の有効活用など、海岸への供給可能な土砂量の増加を目指すとともに、コストの縮減を図る。

③公衆の適正な利用に関する施策

- ア) 各地域の利用実態に合わせた施設整備に努めるとともに、多様化する海岸利用の形態にも対応するため、関係機関が連携して周辺の地域計画等との整合を図るとともに、既存の観光資源や拠点施設とも連携を図るなど、総合的な海岸の利活用を図っていく。
- イ) 沿岸域の利用環境整備と一体化した、海洋性レクリエーション・観光の拠点の創設を目指し、県内外からの観光客の観光スポット、ならびに地域住民の憩いの場として利用頻度の高い海岸域は、重点的に利便性や快適性に配慮した整備を図る。
- ウ) 利用者が海岸環境に与える影響の大きさを重視し、海岸利用のマナーの向上などについて県内外を問わず広く啓発に努める。また、青少年の海岸における環境学習・育成活動等を通じ、海岸環境保全の認識を高めてゆく。
- エ) 環境保護のために利用の制限が必要となる区域においては、海岸法による禁止措置等を講じるものとする。ただし、事前に利用者との調整や地域における議論を行うなどし、社会的な理解を得るとともに、他の法令による規制との調整を図るものとする。
- オ) 海岸保全施設の整備や更新・改築にあたっては、消波ブロック等で海辺へのアクセスが分断されている地域では、安全に配慮しながら、必要に応じて、ブロックの転用や階段等の設置を図る。

2. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

2.1 沿岸のゾーニング

海岸の保全にあたっては、前述した、地域の自然的、社会的特性及び海岸環境や海岸利用の状況等といった、地域の特性に十分考慮しつつ、災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適正な利用を図り、総合的な対策を推進していく必要がある。このため、富山湾沿岸では、地形条件及び自然特性、社会特性等、類似した性格を有する一連の区域ごとに図 2-1 のようにゾーン区分した。

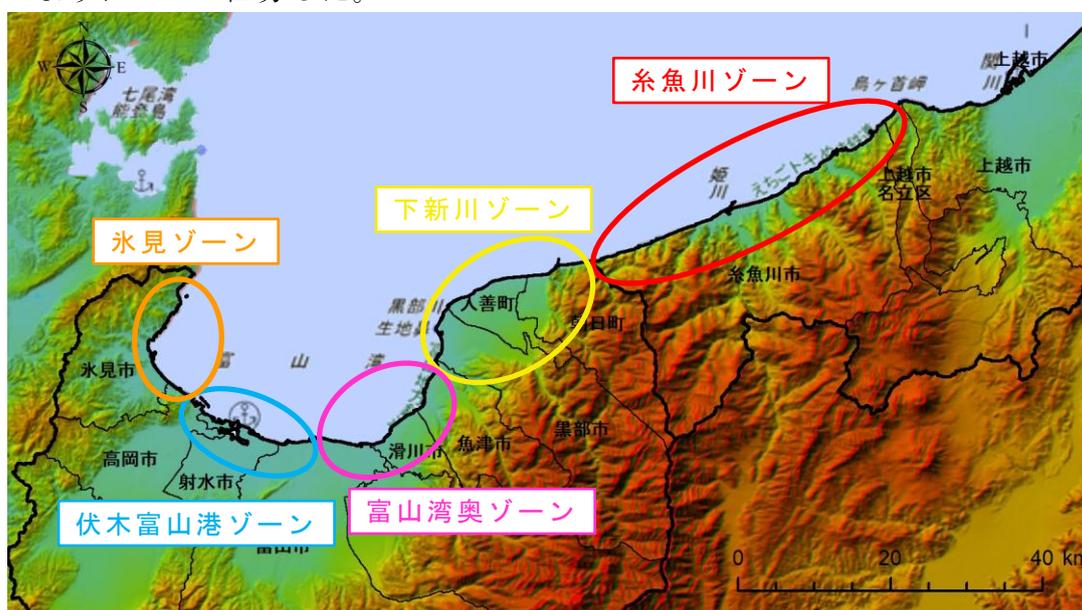


図 2-1 沿岸のゾーン区分

表 2-1 ゾーン特性

| ゾーン名 ゾーンの区域 (図 2-1 参照) | 氷見ゾーン | 伏木富山港ゾーン | 富山湾奥ゾーン | 下新川ゾーン | 糸魚川ゾーン |
|------------------------------|--|---|--|---|--|
| 背後地特性 | 扇状地と丘陵地 | 扇状地 | 扇状地 | 扇状地と丘陵地 | 沖積平野と丘陵地 |
| 海岸形状特性 | 城ヶ崎以北 岩礁海岸 城ヶ崎以南 砂浜海岸 が主体 | 港湾の人工海岸が主体 | 消波ブロックで覆われた人工 海岸が主体 常願寺川西は砂浜海岸 | 礫浜海岸及び消波ブロックで 覆われた人工海岸が主体 | 岩礁海岸、砂浜・礫浜海岸、 崖海岸が変化に富んで混在 する海岸 侵食により、人工海岸が主体 |
| 地域特性 | ・仏生寺川、上庄川、奈川 川等の河口に形成された 平野部に資産が集中 ・漁港が多く、ブリ漁が盛ん である。 ・海水浴場が多い、南側の 砂浜海岸ではキャンプ場 がある。 ・能登国定公園を含む。 ・背後には国道 160 号が平 行する。 | ・神通川、庄川の供給土砂 によって形成された低平 地に、市街地が形成さ れ、沿岸内でも特に資産 が集中 ・寄り回り波が見られる。 ・砂浜部は侵食傾向が強 い。 ・伏木富山港の港湾利用 が主体。 ・東の砂浜海岸では海水 浴利用がある。 ・新湊、岩瀬付近ではシロ エビ漁が盛んである。 | ・西部は常願寺川の供給 土砂により扇状地が形 成。東部は、背後に丘陵 地が迫り、片貝川、早月 川などの急流河川によ って、沿岸部に平地が形 成されている。 ・寄り回り波の常襲地帯と なっている。 ・かつて見られた砂浜は、 大部分が消失している。 ・ホタルイカ群遊海面、曇 気楼等が有名。 ・漁港が多く、魚津、滑川 付近ではホタルイカ漁が 盛んである。 | ・小川、黒部川等の供給土 砂により形成された黒部 川扇状地が主体。 ・宮崎以東では、境川や新 潟県側からの供給土砂に より、礫浜が形成されて いる。 ・冬季風浪の影響が強く、 海岸侵食が激しい。 ・寄り回り波の常襲地帯と なっている。 ・漁港が多い。 ・朝日県立自然公園を含 む。 ・ヒスイ海岸が有名。 | ・海水浴場、観光名所が多 く分布 ・名立川、能生川、姫川、 青海川など、急流河川か らの供給土砂により形成 されたわずかな平地に、 人家・交通の要所等の資 産が集中 ・姫川、青海川では天然記 念物のヒスイ原産地から 海岸に繋がる流砂系あり ・国道 8 号、日本海ひすい ラインが海岸背後に並行 ・能登半島と佐渡島の遮蔽 がなく、激しい冬期風浪 の常襲地帯となっている。 ・漁港が多く、陸地近くは 刺網、沖合では底引き網 漁が盛んである。 |

2.2 各ゾーンの特性と海岸保全の施策

ゾーン毎の特性と沿岸における課題点(海岸の防護、海岸環境の整備及び保全、公衆の海岸の適正な利用)及び沿岸の長期的な在り方を踏まえ、ゾーン毎の今後の海岸保全の施策を表 2-2 に示す。

表 2-2 ゾーンの特性及び海岸保全の施策の設定

| ゾーン | ゾーンの特性 | 海岸保全の施策 | | |
|----------|--|---|--|--|
| | | 海岸の防護 | 海岸環境の整備と保全 | 公衆の海岸の適正な利用 |
| 糸魚川ゾーン | <p>市振、親不知、糸魚川、百川海岸等の砂浜海岸を除いては、全般的に岩石性海岸や崖海岸である。西に親不知・子不知の断崖、東に久比岐の弁天岩を中心とした海岸景観など優れた自然が分布する。地域の自然を生かした、また漁業と結びついた観光拠点が点在する。</p> <p>砂浜海岸は全体的に著しい海岸侵食が生じている。海岸背後には、国道8号や日本海ひすいラインの主要交通機関、住宅等の施設が密集しており、過去には激甚な越波や侵食が発生し、交通止めや家屋流出の被害が発生している。</p> <p><u>海岸防護を重視しつつ利用・環境との調和が必要な沿岸</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> □ 激甚な海岸侵食や越波災害が発生しているため、防護を最優先とするが、地域の優れた景観保全と利用状況に配慮する。 □ 海浜の安定、回復により、恒久的な安全確保を目指し、人工リーフ、離岸堤の整備を行うとともに、必要に応じ海浜回復のための養浜を行うなど、面的防護整備を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> □ 親不知・子不知、久比岐の両県立自然公園、白馬などの背後地域との面的なつながりなど、自然豊かな地域特性を尊重する。 □ 奇岩や崖海岸などの優れた景観を損なわないよう、これらと調和のとれた海岸保全施設の整備に努める。 □ 必要に応じ、海岸侵食により失われた海浜などの自然環境や景観を回復することに努める。 | <ul style="list-style-type: none"> □ 親不知・子不知、久比岐の両県立自然公園、親不知ピアパーク、糸魚川市街地周辺、マリンドリーム能生等の各地点を拠点として、白馬などの背後地域との面的なつながりを強めつつ、観光利用の軸の強化を図る。 □ 海岸における人と人との交流を通じ、県内外を問わず環境保全や海岸愛護・マナー向上の啓発に努める。 |
| 下新川ゾーン | <p>黒部川を中心とする扇状地地形と宮崎以東の新潟に連なる丘陵地地形が主体。礫浜海岸が多く、侵食対策が特に重視される沿岸。朝日県立自然公園が含まれ、貴重な自然環境を有している。新潟県との連続性が求められる沿岸。</p> <p><u>海岸防護が重視される沿岸</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> □ 厳しい海岸侵食の見られる沿岸であることから、未整備箇所の重点的な整備に主眼を置く。また、地域の自然を活かした自然性豊かな海岸空間の保全・創出が望まれる海岸では、環境面や利用面を考慮し人工リーフや緩傾斜護岸等の総合的な海岸保全対策による整備を図る。 □ 国土交通省との連携のもと、新しい保全工法の開発、流域や海岸相互での総合的な土砂管理システムの構築を促進する。 | <ul style="list-style-type: none"> □ 日本の渚・百選に選ばれた宮崎・境海岸や、藻場、杉沢の沢スギ、鹿島樹叢、黒部川河口などの優れた自然環境を保全していくとともに、浜の維持・回復、海岸樹林や海浜植物の育成を積極的に進め、地域の一体性や連続性をふまえた良好な環境の創出を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> □ 海と緑の健康海岸事業等によって、地域の優れた自然資源を活かし、地域住民の生活環境にやすらぎとうるおいを与える生活密着型の拠点づくりへの展開を図る。また、なぎさビレッジ計画と連携し、自然性豊かな海洋性レクリエーションエリアの形成を、隣接する新潟県との一体性や連続性に配慮して図る。 |
| 富山湾奥ゾーン | <p>消波ブロックで覆われた人工海岸が主体。常願寺川以西を除き海浜部は少ない。ホタルイカ群遊海面や蟹気楼といった「不思議の海」が見られる沿岸。魚津・滑川周辺では、ホタルイカ漁が盛んである。水族館など海岸と関連のある拠点施設が多く立地している。</p> <p><u>地域利用が主体となる沿岸</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> □ 寄り回り波による越波被害対策及び侵食対策の充実を目的として、面的防護を中心とした施設の整備を行う。また、うるおいと憩いのある海岸空間を創出するため、既設の離岸堤の潜堤化や養浜によって保全施設の質的向上を図り、人工海岸化した海岸環境を改善する。 | <ul style="list-style-type: none"> □ 地域に残された藻場、海岸背後のクロマツ林などの自然資源を保全していくとともに、蟹気楼、ホタルイカ群遊海面といった地域を代表する優れた自然環境の維持を目的として、景観面・利用面に配慮して、人工リーフ・潜堤養浜により、砂浜景観を保全・創出する。 | <ul style="list-style-type: none"> □ 水産科学展示施設やほたるいカ観光、水族館、埋没林博物館など資源活用型施設との連携を進め、観光拠点づくりの充実を図る。 □ 深層水等の実験研究を推進しつつ、作り育てる漁業および漁場開発などを行い、沿岸域の多面的な活用を図る。 |
| 伏木富山港ゾーン | <p>特定重要港湾である伏木富山港を中核とする港湾が主体。背後は港を利用した工業地帯が広がっている。シロエビ群遊海面が前面に広がっており、新湊や富山市・岩瀬ではシロエビ漁が盛んである。また、海王丸パークや新湊マリーナなど、海洋性レクリエーション利用が盛んな沿岸である。</p> <p><u>高度利用された沿岸</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> □ 寄り回り波や冬季風浪による侵食対策として、ふるさと海岸整備等により、環境面・利用面に配慮し、既設離岸堤の潜堤化、突堤と養浜の組み合わせによる砂浜の創出など、港湾に隣接する複合的で新たな海岸空間の創出を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> □ 港湾を主体とした地域に残された藻場やクロマツ群落などの自然資源を保全していくとともに、浜の維持・回復や海岸樹林の育成を促進し、良好な海岸環境の創出を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> □ 日本海ミュージアム構想、ポートルネッサンス21などを推進し、伏木富山港を中軸とした海岸レジャー拠点づくりへの展開を図る。 □ 富山の海岸のビューポイントであり、ビーチ利用促進モデル海岸や新湊マリーナとの連携から、海岸の多面的な活用の促進と、海岸利用者のマナー向上を図る。 |
| 氷見ゾーン | <p>石川県・能登半島に連なる丘陵地地形が主体。城ヶ崎を境に岩石海岸(北側)と砂浜海岸(南側)に分かれる。漁港が多くブリ漁をはじめとする沿岸漁業が盛んなゾーン。能登半島国定公園が含まれ、優れた景観を有している。石川県との連続性が求められる沿岸。</p> <p><u>環境保全が重視される沿岸</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> □ 環境面・利用面に配慮し、北部の岩石海岸では、人工リーフや緩傾斜護岸によって総合的な越波対策を図るほか、南部の砂浜海岸においては、養浜や突堤、人工リーフ等の組み合わせによって静的に安定な海浜を創出するなど、地域の優れた自然資源を保全し、自然と調和した海岸空間を創出していく。 | <ul style="list-style-type: none"> □ 能登半島へと連なる変化に富んだ海岸地形、立山連峰や蛇が島の眺望、日本の渚・百選に選ばれた雨晴海岸などの優れた自然景観を阻害しない人工リーフや潜堤を採用し、良好な環境の創出を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> □ 新マリノベーション拠点漁港の総合的な整備や、氷見海浜植物園、海洋学習村、雨晴CCZ、小境CCZなど地域の優れた自然資源を活かした施設を核とした新たな観光拠点づくりへの展開を図るとともに、周辺の海水浴場の充実を図る。 □ 栽培漁業センターの充実を図り、隣接する能登地域との一体性や連続性に配慮しながら沿岸域の多面的な活用を図る。 |

2.3 海岸保全施設の整備に関する区域の設定

(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

各海岸管理者が、関係住民の意見聴取結果等を踏まえ、以下に示す項目のいずれかに該当し、防護対策が新たに必要とされ施設整備の基本的な事項・計画概要が定まっている海岸を対象とし設定した。

- ① 防護水準で定めた高潮・波浪、設計津波によって背後地の被害が想定される区域
- ② 現在進行中の海岸侵食によって背後地の被害が想定される区域
- ③ 現況の海岸保全施設が老朽化等によって所要の機能を有していない区域

(2) 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、背後地を高潮・波浪等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保することが重要であり、適切な維持又は修繕を行うことが必要であることから、維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域を設定した。

各区域の範囲を「海岸保全基本計画添付図」に示す。

2.4 海岸保全施設の諸元の整理

2.4.1 新潟県エリアの海岸保全施設の諸元の整理

沿岸内の海岸において、海岸保全施設を整備していくにあたっての基本的な事項として、以下の項目を、表 2-4 及び基本計画添付図により示す。

(1) 沿岸内の区域の整理

海岸保全施設の整備に関する区域を対象に、海岸名、地区名及び区域の延長、**目安高**（**沖合施設等を考慮しない場合に想定される堤防、護岸等の天端高**）、現況の海岸保全施設を示す。

(2) 海岸保全施設の種類及び規模

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、計画施設の種類、規模等を示す。

なお、対象施設の詳細な配置及び諸元については、工事の実施段階において検討の上決定するものとし、施設の規模としては、区域の延長及び**海岸保全施設の目安高**を記載している。

海岸保全施設の目安高は、「高潮・波浪に対する防護水準」と「津波に対する防護水準」のうち高い値を設定する。なお、計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

(3) 受益の地域とその状況

受益の地域は、新設及び改築される海岸保全施設及び現況の海岸保全施設により、**越波及び津波**による浸水被害や海岸侵食等の海岸災害から防護される地域とし、海岸背後の地盤高及び地形条件等を考慮し設定した。また、受益の地域の状況として、その土地の利用状況をあわせて示す。

(4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、維持又は修繕の考え方を示す。

表 2-4 (1) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 管理者 | 配 置 | | 規 模 | | 主要な施設の種類 | | 受益の地域 | | 備考 | |
|-------|--------|------|-----|---------------------|------------------|-----------|------------|---------------------|--------------|---------|---|---|-------------------------------|
| | | | | 区 域 | 地 区 | 延長 (m) | 目安高 (m) | 現況施設 | 計画施設 | 地 域 | 状 況 | | 維持又は修繕の方法 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 富山湾沿岸 | 糸魚川ゾーン | 1 | 建設 | 名立海岸（名立小泊地区） | 上越市名立区名立小泊 | 891 | T.P.+7.5 | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 上越市の一部 | 公共用地 | 国道8号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。当該区間は新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。 | 久比岐県立自然公園 | |
| | | 2 | 漁港 | 名立漁港海岸 | 上越市名立区名立小泊（名立漁港） | 1,389 | T.P.+9.0 | 護岸、消波堤、離岸堤、突堤 | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 上越市の一部 | 住宅地 | 新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の適切な維持・修繕を行う。 | 久比岐県立自然公園 |
| | | 3 | 建設 | 能生海岸（名立大町地区） | 上越市名立区名立大町 | 2,127 | T.P.+5.1 | 護岸、離岸堤 | | | | 国道8号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されており、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて名立大町地区住家連たん区間は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないことから、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | 4 | 建設 | 能生海岸（徳合地区） | 糸魚川市徳合 | 1,083 | T.P.+5.2 | | | | | 国道8号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。当該区間は新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | 5 | 漁港 | 筒石漁港海岸 | 糸魚川市筒石（筒石漁港） | 1,410 | T.P.+5.2 | 離岸堤、突堤 | | | | 新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、施設の適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | 6 | 建設 | 能生海岸（筒石・藤崎・百川・小泊地区） | 糸魚川市筒石～能生小泊 | 5,131 | T.P.+8.6 | 護岸、離岸堤、突堤、人工リーフ、消波工 | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 糸魚川市の一部 | 住宅地 | 国道8号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、一部区間が海水浴場として利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて海水浴場利用区間は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。 | 久比岐県立自然公園 藤崎海水浴場 百川海水浴場 |
| | | 7 | 漁港 | 能生漁港海岸 | 糸魚川市能生小泊（能生漁港） | 1,343 | T.P.+7.2 | 護岸、離岸堤、突堤、消波工 | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 糸魚川市の一部 | 住宅地 | 新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の適切な維持・修繕を行う。 | 久比岐県立自然公園 |
| | | 8 | 建設 | 能生海岸（木ノ浦・能生地区） | 糸魚川市木ノ浦～能生 | 1,320 | T.P.+6.5 | 護岸、消波工、人工リーフ | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 糸魚川市の一部 | 住宅地 | 国道8号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて住家近接区間を年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。 | |

※1: 施設の種類等詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2: 施設の種類等詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3: 計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表 2-4 (2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 管理者 | 配 置 | | 規 模 | | 主要な施設の種類の | | 受益の地域 | | 備考 | |
|-------|--------|----------------|----------------|-----------------------------|----------------|-----------|--------------|---------------------|------------------|--|------------|---|-----------|
| | | | | 区 域 | 地 区 | 延長 (m) | 目安高 (m) | 現況施設 | 計画施設 | 地 域 | 状 況 | | 維持又は修繕の方法 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 富山湾沿岸 | 糸魚川ゾーン | 9 | 漁港 | 鬼舞漁港海岸 | 糸魚川市木浦(鬼舞漁港) | 1,765 | T.P.+6.3 | 護岸、消波工、離岸堤 | | | | 国道8号及び住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。年2回程度の巡視定期点検を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | 10 | 建設 | 糸魚川・能生海岸(間脇・鬼伏地区) | 糸魚川市鬼伏～間脇 | 2,940 | T.P.+8.9 | 護岸、消波工、離岸堤 | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 糸魚川市の一部 | 住宅地、農地 | 国道8号及び一部区間に住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されており、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて住家近接区間は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないことから年1回程度巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | 11 | 漁港 | 浦本漁港海岸 | 糸魚川市中浜(浦本漁港) | 1,094 | T.P.+7.2 | 護岸、離岸堤、突堤、消波工 | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 糸魚川市の一部 | 住宅地 | 新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、施設の適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | 12 | 建設 | 糸魚川海岸(中宿・間脇地区) | 糸魚川市中宿～間脇 | 951 | T.P.+10.2 | 護岸、消波工、離岸堤 | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 糸魚川市の一部 | 住宅地、農地 | 日本海ひすいライン、国道8号及び住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。利用面や施設の重要度が高いことから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年12回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | 13 | 漁港 | 大和川漁港海岸 | 糸魚川市大和川(大和川漁港) | 1,885 | T.P.+10.0 | 護岸、消波工、突堤、離岸堤 | 護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工 | 糸魚川市の一部 | 住宅地、農地 | 住家が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、一部区間が海水浴場としても利用されている。年2回程度の巡視定期点検を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。 | 大和川海水浴場 |
| | | 14 | 建設 | 糸魚川海岸(寺島・横町・大町・寺町・押上・竹ヶ花地区) | 糸魚川市寺島～竹ヶ花 | 4,050 | T.P.+11.3 | 護岸、消波工、人工リーフ、離岸堤、突堤 | 護岸等※1、離岸堤等※2、養浜工 | 糸魚川市の一部 | 住宅地、市街地、農地 | 国道8号及び市街地が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、海水浴場としての利用もあり、施設の重要度が高い海岸であることから、新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて過去に越波被害があった区間は年12回程度、海水浴場区間も含めたその他の区間は年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。 | 押上海水浴場 |
| | | 15 | 港湾 | 姫川港海岸(寺島海岸) | 糸魚川市寺島(姫川港) | 378 | T.P.+6.7 | 護岸 | | | | 背後に国道8号、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。 | |
| 16 | 港湾 | 姫川港海岸(田海・須沢地区) | 糸魚川市田海～須沢(姫川港) | 2,020 | T.P.+11.4 | 護岸、離岸堤 | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 糸魚川市の一部 | 住宅地、公共用地 | 背後に国道8号、住宅地を抱えていることから、防護機能に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。 | | | |

※1: 施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2: 施設の種類の詳細等は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3: 計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

表 2-4 (3) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 管理者 | 配 置 | | 規 模 | | 主要な施設の種類の | | 受益の地域 | | 備考 | |
|-------|--------|------|-----|----------------|----------------|-----------|------------|---------------------|--------------|---------|----------|--|-----------|
| | | | | 区 域 | 地 区 | 延長 (m) | 目安高 (m) | 現況施設 | 計画施設 | 地 域 | 状 況 | | 維持又は修繕の方法 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 富山湾沿岸 | 糸魚川ゾーン | 17 | 港湾 | 姫川港海岸（青海・寺地地区） | 糸魚川市青海～寺地（姫川港） | 1,810 | T.P.+8.7 | 護岸、離岸堤、人工リーフ | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 糸魚川市の一部 | 市街地、住宅地 | 背後に国道8号、JR青海駅、住宅地を抱えていること及びラベンダービーチと称され利用される海岸であり緩傾斜護岸などの環境整備がなされていることから、防護機能及び海岸利用に支障を来さぬよう、新潟県港湾施設等巡視・点検整備要領に基づき概ね夏期は月1回程度、冬期に1回の巡視を実施し、施設の状態を把握し適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | 18 | 建設 | 青海海岸（青海地区） | 糸魚川市青海 | 1,409 | T.P.+11.0 | 護岸、人工リーフ | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 糸魚川市の一部 | 公共用地、住宅地 | 日本海ひすいライン、国道8号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | 19 | 漁港 | 親不知漁港海岸 | 糸魚川市外波（親不知漁港） | 406 | T.P.+8.3 | 護岸、人工リーフ | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 糸魚川市の一部 | 住宅地、公共用地 | 国道8号及び住家が近接しており、また一部区間が海水浴場として利用されている。年2回程度の巡視定期点検を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | 20 | 建設 | 青海海岸（親不知地区） | 糸魚川市外波 | 2,341 | T.P.+12.0 | 護岸、消波工、潜堤 | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 糸魚川市の一部 | 住宅地 | 日本海ひすいライン、国道8号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。また、日常的に海岸利用されていることから新潟県河川海岸巡視要綱に基づき、重要度に応じて観光施設のある区間は年3回程度、その他の区間は防護上・利用上の影響が少ないため、年1回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | 21 | 漁港 | 市振漁港海岸 | 糸魚川市市振（市振漁港） | 1,184 | T.P.+10.4 | 護岸、離岸堤、人工リーフ | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 糸魚川市の一部 | 住宅地、公共用地 | 新潟県漁港巡視点検要綱に基づき通常巡視を年4回程度、定期点検を年1回実施し、景観および環境にも配慮しながら、施設の適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | 22 | 建設 | 青海海岸（玉ノ木地区） | 糸魚川市市振 | 1,346 | T.P.+9.6 | 護岸、消波工、人工リーフ、離岸堤、突堤 | 護岸等※1、離岸堤等※2 | 糸魚川市の一部 | 農地 | あいの風とやま鉄道線、国道8号が近接しており、侵食対策施設が整備されている。新潟県河川海岸巡視要綱に基づき年3回程度の巡視を実施し、施設の状態を把握し景観および環境にも配慮しながら、適切な維持・修繕を行う。 | |

※1: 施設の種類の種類等詳細は事業実施時に検討する。なお、護岸等とは堤防、護岸等を指す。

※2: 施設の種類の種類等詳細は事業実施時に検討する。なお、離岸堤等とは離岸堤、消波堤、人工リーフ等を指す。

※3: 計画堤防高は、海岸保全施設の目安高、海岸利用、背後地盤高、護岸・堤防の嵩上げ可否、隣接海岸との取り付け等を考慮し、ゾーン区分毎に一律の整備高を基本として別途設定する。

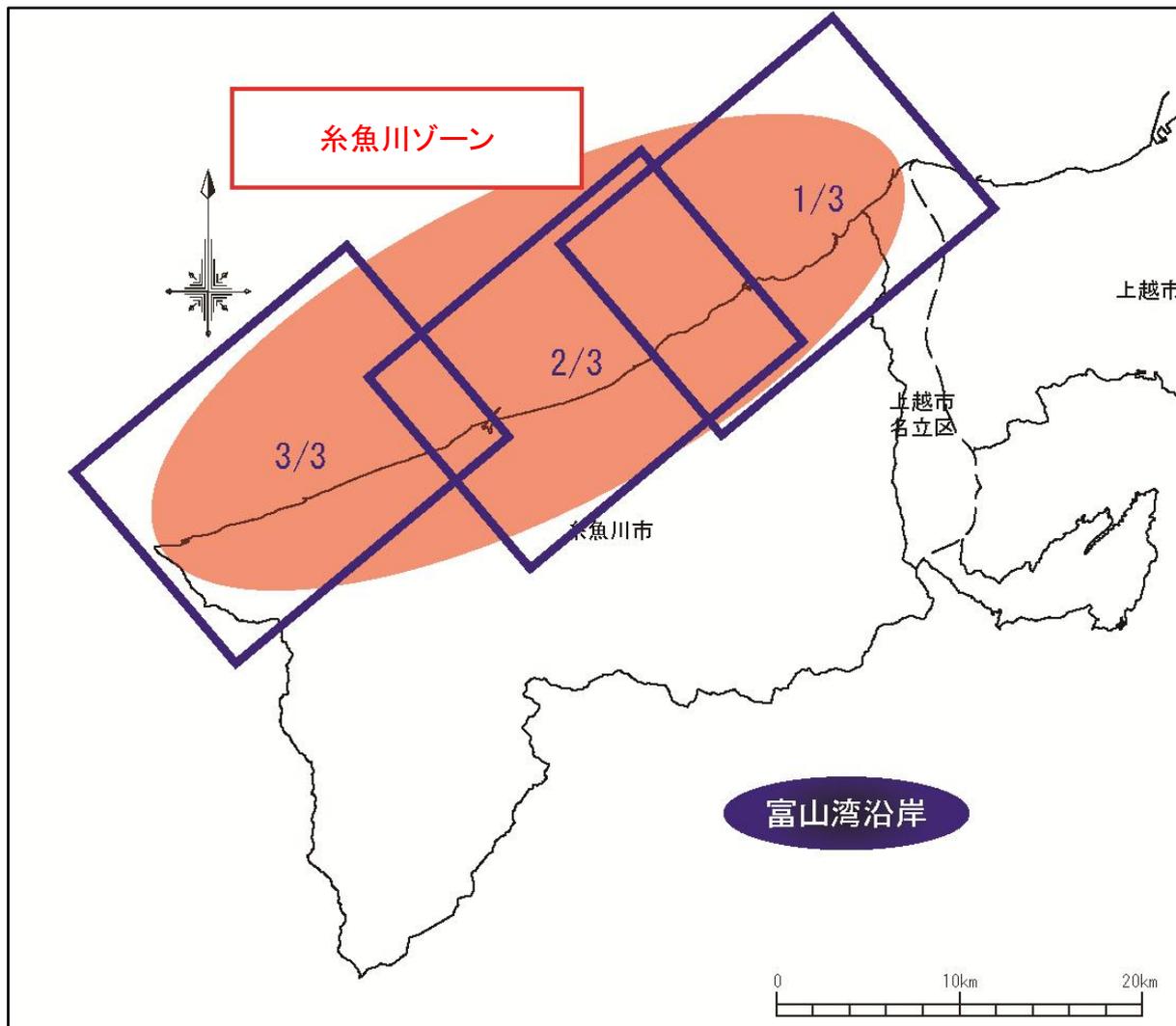
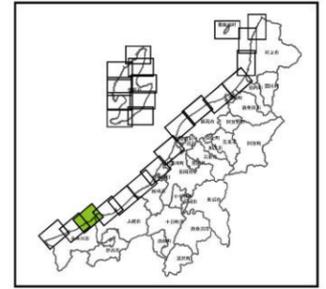


図 2-4 富山湾沿岸(新潟県エリア)における海岸保全基本計画添付図の位置図

富山湾沿岸

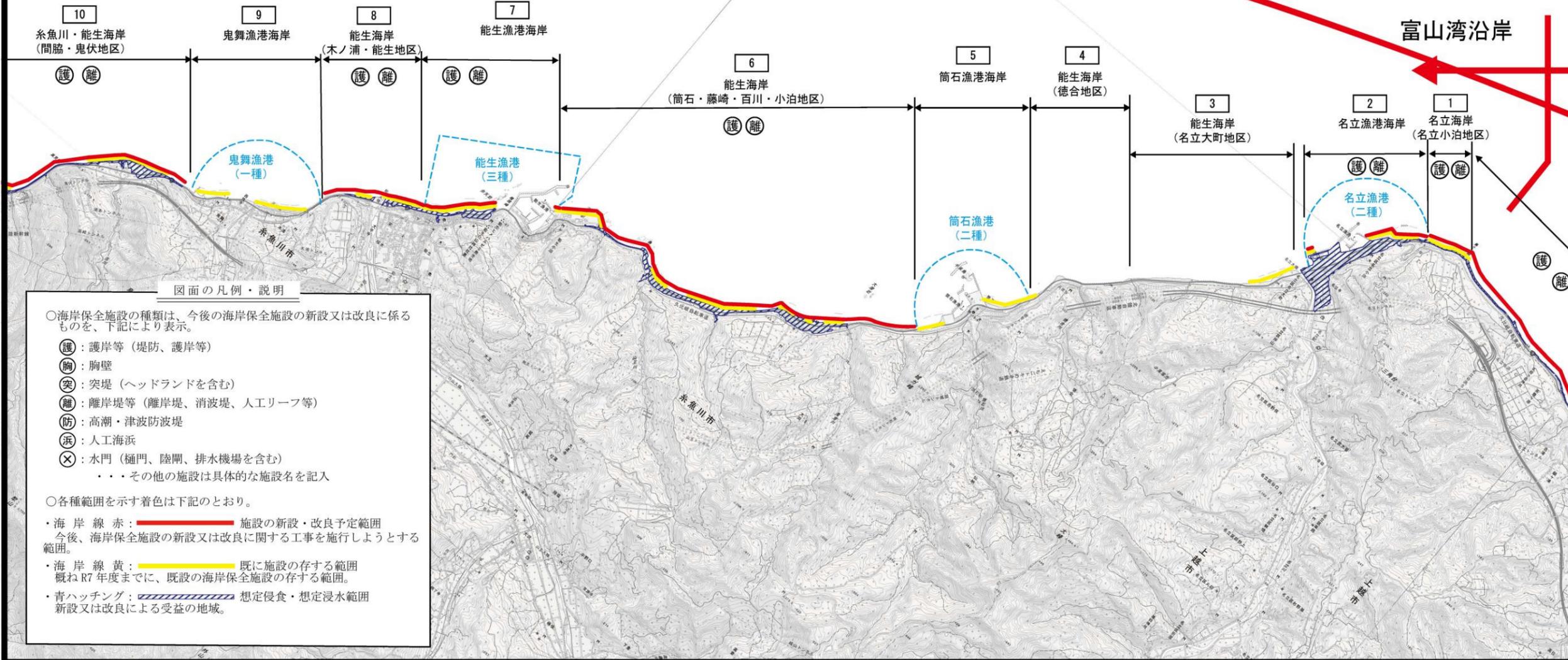
海岸保全基本計画添付図 (その1 / 3)

縮尺 1 / 5 万



糸魚川ゾーン

富山湾沿岸



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ⊗：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

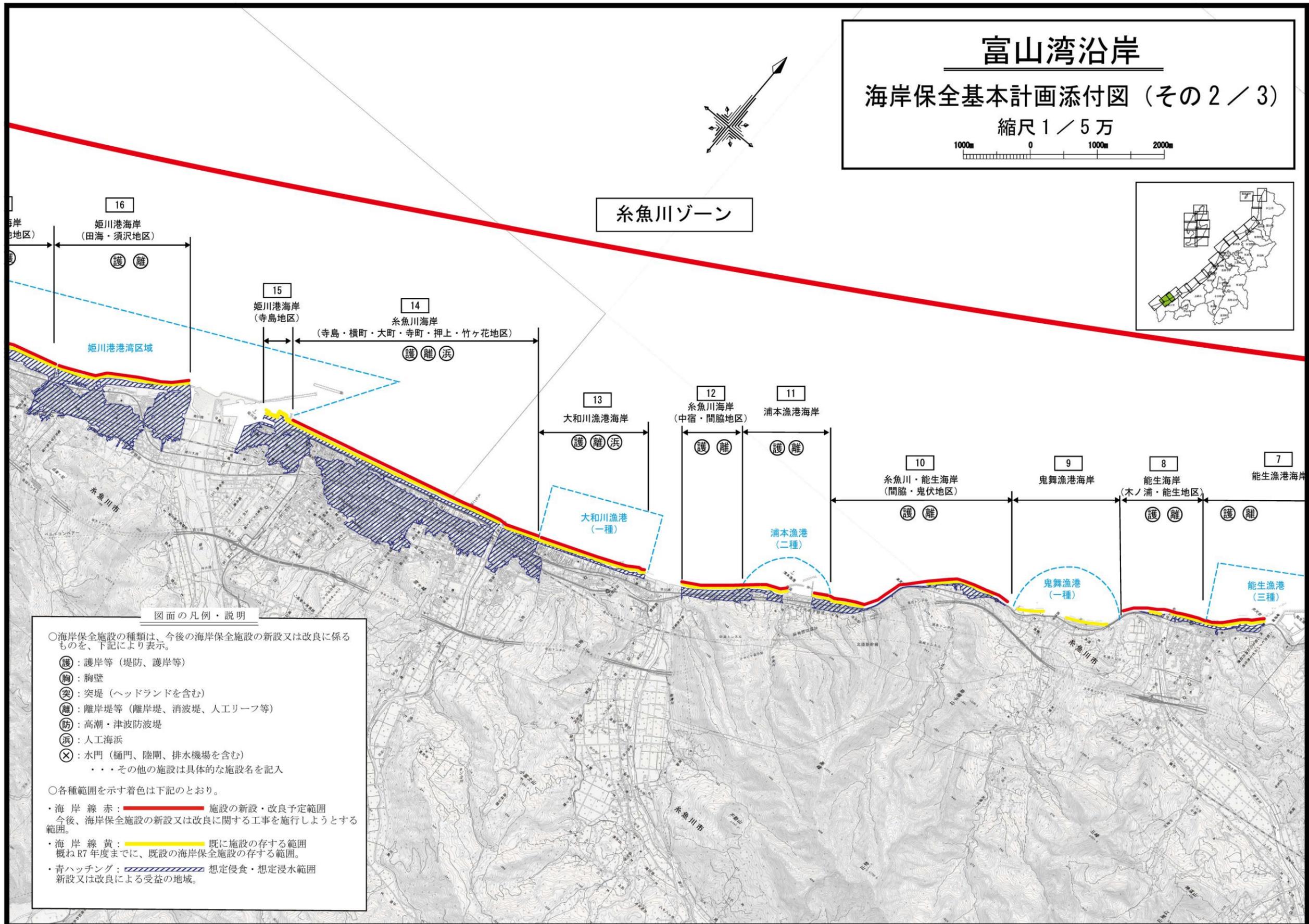
富山湾沿岸

海岸保全基本計画添付図 (その2 / 3)

縮尺 1 / 5 万



糸魚川ゾーン



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。
- 護：護岸等（堤防、護岸等）
- 胸：胸壁
- 突：突堤（ヘッドランドを含む）
- 離：離岸堤等（離岸堤、消波堤、人工リーフ等）
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・海岸線 赤： 施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄： 既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング： 想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 7JHf 399」、「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

富山湾沿岸 海岸保全基本計画添付図 (その3 / 3)

縮尺 1 / 5 万



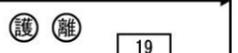
糸魚川ゾーン

22 青海海岸 (玉ノ木地区)
21 市振漁港海岸



市振漁港 (二種)

20 青海海岸 (親不知地区)

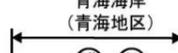


19 親不知漁港海岸

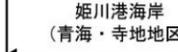


親不知漁港 (一種)

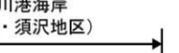
18 青海海岸 (青海地区)



17 姫川港海岸 (青海・寺地地区)



16 姫川港海岸 (田海・須沢地区)



姫川港港湾区域

図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類は、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示。

- 護：護岸等 (堤防、護岸等)
- 胸：胸壁
- 突：突堤 (ヘッドランドを含む)
- 離：離岸堤等 (離岸堤、消波堤、人工リーフ等)
- 防：高潮・津波防波堤
- 浜：人工海浜
- ×：水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

- ・海岸線 赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線 黄：既に施設の存する範囲
概ねR7年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
- ・青ハッチング：想定侵食・想定浸水範囲
新設又は改良による受益の地域。

2. 4. 2 富山県エリアの海岸保全施設の諸元の整理

沿岸内の海岸において、海岸保全施設を整備していくにあたっての基本的な事項として、以下の項目を、表 2-3 及び基本計画添付図により示す。

(1) 沿岸内の区域の整理

海岸保全施設の整備に関する区域を対象に、海岸名、地区名及び区域の延長、代表堤防高(保全の目標となる堤防、護岸等の天端高)、現況の海岸保全施設を示す。

(2) 海岸保全施設の種類及び規模

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、計画施設の種類、規模等を示す。

なお、対象施設の詳細な配置及び諸元については、工事の実施段階において検討の上決定するものとし、施設の規模としては、区域の延長及び代表堤防高を記載している。

(3) 受益の地域とその状況

受益の地域は、新設及び改築される海岸保全施設及び現況の海岸保全施設により、越波による浸水被害や海岸侵食等の海岸災害から防護される地域とし、海岸背後の地盤高及び地形条件等を考慮し設定した。また、受益の地域の状況として、その土地の利用状況をあわせて示す。

(4) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

海岸保全施設の整備に関する区域毎に、維持又は修繕の考え方を示す。

表 2-3 (1) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 配置 | | 規模 | | 主な施設の種類 | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 |
|--------|--------|------|------------|--------------|-----------|--------------|--------------------------|-----------------|--------|-------------|--|----------|
| | | | 区域 | 地区 | 延長 (m) | 代表堤防高 (m) | 現況施設 | 計画施設 | 地域 | 状況 | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 直山集落沿岸 | 下新川ゾーン | 1 | 朝日海岸(境地区) | 朝日町境地先 | 2,340 | T.P.+8.5 | 直立護岸 離岸堤 養浜工 エアリーフ 緩傾斜護岸 | 人工リーフ 緩傾斜護岸 養浜工 | 朝日町の一部 | 住宅地 農用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・近隣にオートキャンプ場があり、ヒスイ海岸として多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗濯が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 朝日県立自然公園 |
| | | 2 | 朝日海岸(宮崎地区) | 朝日町宮崎～境地先 | 1,500 | T.P.+8.5 | 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 | 人工リーフ | 朝日町の一部 | 住宅地 農用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後にオートキャンプ場があり、ヒスイ海岸として多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗濯が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 朝日県立自然公園 |
| | | 3 | 宮崎漁港海岸 | 朝日町宮崎地先 | 850 | T.P.+7.0 | 直立護岸 消波堤 離岸堤 | 緩傾斜護岸 離岸堤 エアリーフ | 朝日町の一部 | 住宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・侵食により砂浜が消失している漁港西側の区間は、巡視等において、砂浜の侵食や施設の変状等に特に注意する。 | 朝日県立自然公園 |
| | | 4 | 朝日海岸(朝日地区) | 朝日町元屋敷～宮崎地先 | 1,350 | T.P.+6.6 | 直立護岸 緩傾斜護岸 消波堤 離岸堤 エアリーフ | 人工リーフ 緩傾斜護岸 | 朝日町の一部 | 住宅地 農用地 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・侵食により砂浜が消失している一部の区間は、巡視等において、施設の変状等に特に注意する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗濯が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 朝日県立自然公園 |
| | | 5 | 朝日海岸(大屋地区) | 朝日町東草野～下横尾地先 | 1,390 | T.P.+5.7 | 緩傾斜護岸 離岸堤 エアリーフ | | 朝日町の一部 | 住宅地 農用地 森林地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海浜公園があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗濯が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 朝日県立自然公園 |

表 2-3 (2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 配置 | | 主な施設の種類 | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 | | |
|-------|--------|------|----------------|--------------|---------|----------|------------------|-----------------|-----------|-------------|---|----|
| | | | 区域 | 地区 | 規模 | | 現況施設 | 計画施設 | | | 地域 | 状況 |
| | | | | | 延長(m) | 代表堤防高(m) | | | | | | |
| 富山湾沿岸 | 下新川ゾーン | 6 | 朝日海岸(赤川・東草野地区) | 朝日町赤川～東草野地先 | 1,330 | T.P.+5.7 | 緩傾斜堤防 離岸堤 人工リーフ | 人工リーフ 緩傾斜堤防 離岸堤 | 朝日町の一部 | 住宅地 農用地 森林地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(週1回程度)及び施設点検(1年に1回程度)を実施し、異常箇所(箇所)の修繕優先順位を決める。異常箇所は、優先順位が高い方から影響が大きくなる前に速やかに修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・侵食により砂浜が消失していることから、高波浪後に巡視を行う。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | |
| | | 7 | 入善海岸(入善地区) | 入善町下飯野～古黒部地先 | 9,950 | T.P.+5.7 | 緩傾斜堤防 離岸堤 | 離岸堤 緩傾斜堤防 | 入善町の一部 | 住宅地 農用地 森林地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(週1回程度)及び施設点検(1年に1回程度)を実施し、異常箇所(箇所)の修繕優先順位を決める。異常箇所は、優先順位が高い方から影響が大きくなる前に速やかに修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・侵食により砂浜が消失している。また、海底谷地形により越波が発生しやすいため高波浪後に巡視を行う。 | |
| | | 8 | 入善漁港海岸 | 入善町芦崎～下飯野地先 | 1,570 | D.L.+7.7 | 緩傾斜護岸 消波堤 離岸堤 潜堤 | 緩傾斜護岸 養浜工 潜堤 | 入善町の一部 | 住宅地 農用地 森林地 | <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の巡視(月1回程度)、陸側の定期点検・整備(年1回程度)及び護岸の定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | |
| | | 9 | 黒部漁港海岸 | 黒部市生地地先 | 310 | D.L.+4.2 | 直立護岸 突堤 | | 黒部市の一部 | 住宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後に家屋が密集している区間があることから、巡視等では、施設の変状等に特に注意する。 | |
| | | 10 | 石田漁港海岸 | 黒部市浜石田～新町地先 | 360 | D.L.+4.2 | 直立護岸 | | 黒部市の一部 | 住宅地 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・フィッシュリーナ、つり橋構があり、多くの利用者が訪れることから、漁港施設と合わせた巡視(週1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、必要に応じて維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 | |

表 2-3 (3) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 配置 | | 規模 | | 主な施設の種類 | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 |
|-------|--------|------|-------------|--------------|-----------|----------------------|---------------------------|-------------------------------|--------|-----------------------|---|----|
| | | | 区域 | 地区 | 延長 (m) | 代表堤防高 (m) | 現況施設 | 計画施設 | 地域 | 状況 | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 岡山県沿岸 | 下新川ゾーン | 11 | 黒部海岸(黒部地区) | 黒部市荒俣～石田地先 | 5,950 | T.P.+4.2 T.P.+5.7 | 堤防 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤 緩傾斜堤防 | 離岸堤 人工リーフ 緩傾斜堤防 養浜工 根固め消波工 突堤 | 黒部市の一部 | 住宅地 商業業務地 工業地 農用地 森林地 | <ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場、海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、巡視(週1回程度)及び施設点検(1年に1回程度)を実施し、異常箇所の修繕優先順位を決める。異常箇所は、優先順位が高い方から影響が大きくなる前に速やかに修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後に家屋が密集している区間があり、一部区間では、侵食により砂浜が消失していることから、高波浪後に巡視を行う。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | |
| | | 12 | 経田漁港海岸 | 魚津市経田西町～東町地先 | 370 | D.L+4.5 | 直立護岸 | | 魚津市の一部 | 住宅地 商業業務地 工業地 農用地 森林地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 | |
| | | 13 | 魚津海岸(経田地区) | 魚津市北鬼江～経田地先 | 2,680 | T.P.+4.5 | 直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤 | 緩傾斜護岸 突堤 養浜工 | 魚津市の一部 | 住宅地 農用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・曇気楼の見える海岸線であり、歩行者が多いため、適宜巡視を追加する。 ・施設が古く老朽化している区間があることから、巡視時等では、施設の変状等に特に注意する。 | |
| | | 14 | 魚津港海岸(魚津地区) | 魚津市三ヶ～北鬼江地先 | 4,080 | D.L+4.5 | 緩傾斜護岸 離岸堤 突堤 | 潜堤 突堤 養浜工 | 魚津市の一部 | 住宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・曇気楼の見える海岸線であり、歩行者が多いため、適宜巡視を追加する。 ・越波の多い海岸であるため、異常時点検以外にも、高波浪後に巡視を行う。 | |
| | | 15 | 清川海岸(吉浦地区) | 清川市笠木～吉浦地先 | 2,570 | T.P.+5.5 | 堤防 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤 | 離岸堤 緩傾斜護岸 | 清川市の一部 | 住宅地 農用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後に下水処理施設のある区間があることから、巡視等では、特に注意する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | |
| | | 16 | 清川漁港海岸 | 清川市三穂町～荒俣地先 | 3,120 | D.L+5.5 | 直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 突堤 消波堤 | 緩傾斜護岸 離岸堤 | 清川市の一部 | 住宅地 農用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・背後に家屋が密集している区間があることから、巡視等では、特に注意する。 | |

表 2-3 (4) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿 社 区 分 | ゾ ン 区 分 | 配 置 | | | | 主な施設の種類 | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 |
|----------------|----------|-----|------------|-------------------|--------------|----------|-------------------------|-------------|--------|------------------|--|
| | | 区域 | 地区 | 規模 | | 現況施設 | 計画施設 | 地域 | 状況 | | |
| | | | | 延長 (m) | 代表堤防高 (m) | | | | | | |
| 富山県沿岸 富山県沿岸 | 富山県沿岸ゾーン | 17 | 清川海岸(高月地区) | 清川市高月地先 | 1,570 | T.P.+6.8 | 堤防 直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤 | | 清川市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(施設の整備 年度が古いため1年に1回程度)の実施により 施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行 う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を 行う。 ・施設の整備年度が古く、老朽化の著しい区間 があることから、巡視等では、施設の変状等に 特に注意する。 |
| | | 18 | 高月漁港海岸 | 清川市高月地先 | 280 | D.L.+6.8 | 堤防 直立護岸 離岸堤 突堤 | | 清川市の一部 | 住宅地 他 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程 度)の実施により施設の状態を把握し、適切な 維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を 行う。 ・施設の整備年度が古く、老朽化の著しい区間 があることから、巡視等では、施設の変状等に 特に注意する。 |
| | | 19 | 水橋海岸(水橋地区) | 清川市魚野地先 | 240 | T.P.+6.8 | 堤防 直立護岸 離岸堤 | 護岸嵩上げ 階段工 | 清川市の一部 | 住宅地 工業地 農用地 他 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程 度)の実施により施設の状態を把握し、適切な 維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を 行う。 ・砂浜は安定していることから、巡視等では、変 状の兆候等に注意する。 ・沿岸漂砂に影響を与えないよう、離岸堤背後 の滞砂状況に注意し砂浜の安定を図る。 |
| | | 20 | 水橋漁港海岸 | 富山市水橋魚野～山玉町地先 | 1,570 | D.L.+7.8 | 堤防 直立護岸 消波堤 離岸堤 突堤 | 離岸堤 突堤 防潮林 | 富山市の一部 | 住宅地 農用地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程 度)の実施により施設の状態を把握し、適切な 維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を 行う。 ・堤防を散歩コースとしている利用者が多いこ とから、巡視等では、施設の変状等に特に注 意する。 ・背後地域への越波及び海岸侵食が懸念され ることから、異常時点検以外にも、波浪後に適 宜巡視を行う。 |
| | | 21 | 富山海岸(富山地区) | 富山市海岸通～浜黒崎地先 | 4,470 | T.P.+4.5 | 直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 人工リーフ | 緩傾斜護岸 人工リーフ | 富山市の一部 | 住宅地 森林地 他 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程 度)の実施により施設の状態を把握し、適切な 維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を 行う。 ・海水浴場があり、利用者が多く訪れることか ら、適宜巡視を追加する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗 掘が生じる恐れがあることから、定期点検等 では、施設の変状等に注意する。 |
| 伏木富山港ゾーン | | 22 | 四方漁港海岸 | 富山市四方一番町～四方恵比須町地先 | 140 | D.L.+3.5 | 直立護岸 消波堤 突堤 | | 富山市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程 度)の実施により施設の状態を把握し、適切な 維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を 行う。 ・施設の整備年度が古く、老朽化が著しい区間 があることから、巡視等では、施設の変状等に 特に注意する。 |

表 2-3 (5) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 配置 | | 規模 | | 主な施設の種類 | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 |
|-------|----------|------|---------------|---------------|--------|----------|--------------------|-----------------|------------|-------------|--|----|
| | | | 区域 | 地区 | 延長(m) | 代表堤防高(m) | 現況施設 | 計画施設 | 地域 | 状況 | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 前山湾沿岸 | 伏木富山港ゾーン | 23 | 伏木富山港海岸(富山地区) | 富山市打出～岩瀬古志町地先 | 4,410 | D.L+4.5 | 直立護岸 離岸堤 潜堤 突堤 | 潜堤 突堤 養浜工 | 富山市の一部 | 住宅地 工業地 農用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘等が生じる恐れがあることから、定期点検等では、堤体の沈下等に注意する。 | |
| | | 24 | 伏木富山港海岸(新湊地区) | 射水市八幡町～本江地先 | 11,680 | D.L+4.5 | 堤防 縦横斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤 | 潜堤 突堤 養浜工 縦横斜護岸 | 射水市の一部 | 住宅地 農用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・当該区域には海水浴場・海浜公園があり、多くの利用者が訪れるため、適宜巡視を追加する。 ・砂浜の侵食が進んでいる区間があることから、巡視等では、砂浜の侵食や施設の変状等に特に注意する。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘等が生じる恐れがあることから、定期点検等では、堤体の沈下等に注意する。 | |
| | | 25 | 新湊漁港海岸 | 射水市港町～八幡町地先 | 1,420 | D.L+5.9 | 堤防 離岸堤 | | 射水市の一部 | 住宅地 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・直立護岸背後には道路が並行していることから、越波発生後の異常時点検では陥没等の有無に注意する。 | |
| | | 26 | 伏木富山港海岸(伏木地区) | 高岡市雨晴～射水市港町地先 | 5,170 | D.L+5.0 | 堤防 直立護岸 離岸堤 人工リーフ | 潜堤 養浜工 縦横斜護岸 | 高岡市・射水市の一部 | 住宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・国分海岸や雨晴海岸には、曇勝地や海水浴場などがあり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | |

表 2-3 (6) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

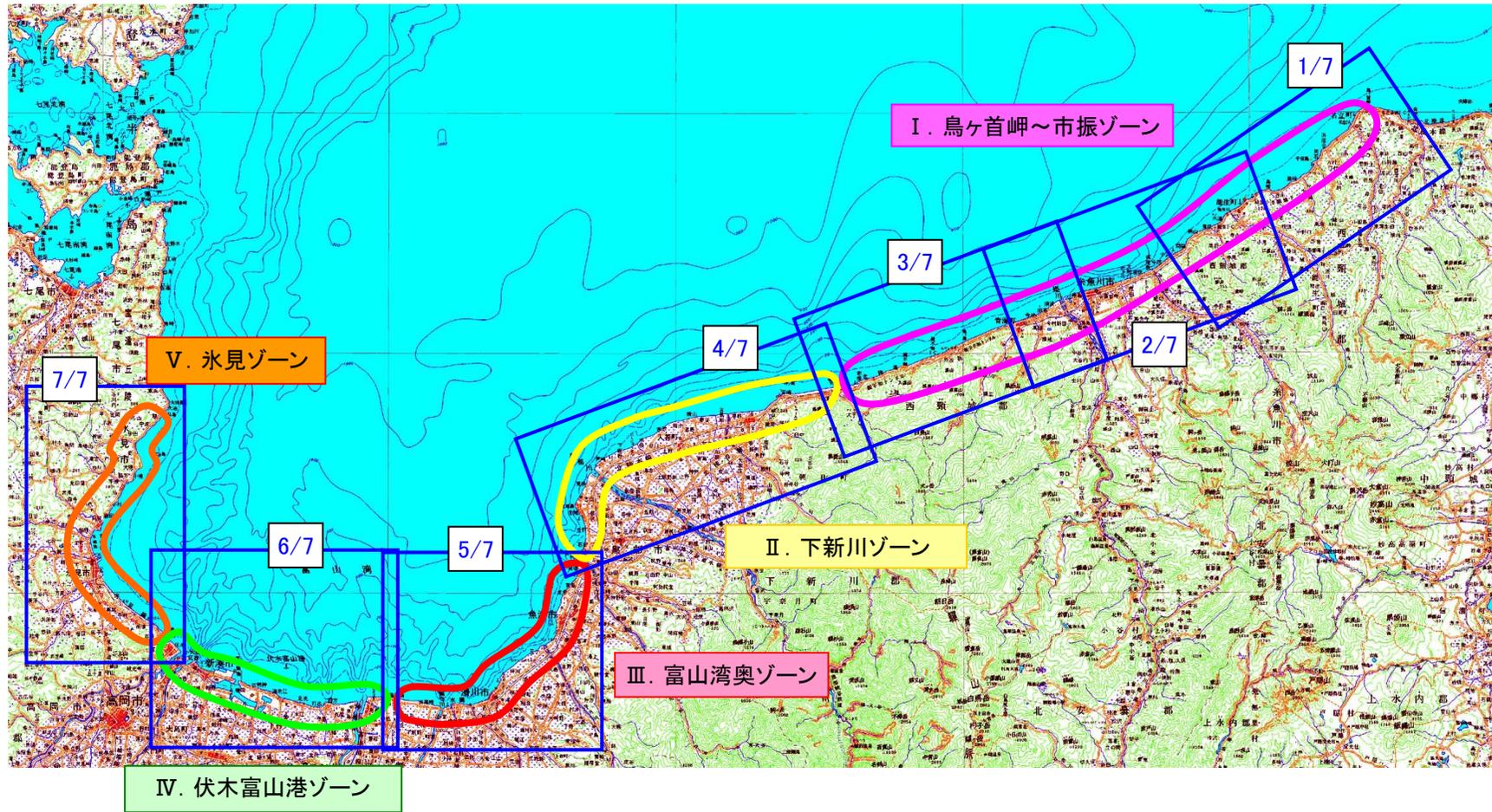
| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 配置 | | 主な施設の種類 | | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 | |
|-------|-------|------|------------|-------------|---------|----------|------------------------|---------------------|--------|-----------|--|----------|
| | | | 区域 | 地区 | 規模 | | 現況施設 | 計画施設 | 地域 | | | 状況 |
| | | | | | 延長(m) | 代表堤防高(m) | | | | | | |
| 富山湾沿岸 | 氷見ゾーン | 27 | 高岡海岸(太田地区) | 高岡市太田地先 | 2,670 | T.P.+3.5 | 緩傾斜護岸 離岸堤 人工リーフ突堤 | 人工リーフ 遊歩道 養浜工 緩傾斜護岸 | 高岡市の一部 | 住宅地 森林地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・当該区域には海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・砂浜の侵食が進んでいる区間があることから、巡視等では、砂浜の侵食や施設の変状等に特に注意する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 ・施設の形状に隅角部を有しており、波が集中する恐れがあることから、巡視等では、施設の変状等に注意する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 28 | 氷見海岸(島尾地区) | 氷見市窪～島尾地先 | 2,950 | T.P.+3.5 | 緩傾斜護岸 | | 氷見市の一部 | 住宅地 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・景勝地や海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 29 | 氷見漁港海岸 | 氷見市間島～地蔵町地先 | 2,240 | D.L.+3.5 | 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤 | 人工リーフ | 氷見市の一部 | 住宅地 農用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・当該区域には陸脚(手動開閉式)が設置されていることから、巡視等では、適宜動作確認を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後には、陸脚等の設備を含めて異常時点検を行う。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 30 | 氷見海岸(阿尾地区) | 氷見市阿尾～間島地先 | 1,430 | T.P.+3.5 | 緩傾斜護岸 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤 | 突堤 養浜工 保護工 磯 養浜工 | 氷見市の一部 | 住宅地 農用地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・潜堤や磯養浜の整備により、砂浜が安定しつつあるが、巡視等では、変状の兆候等に注意する。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 31 | 阿尾漁港海岸 | 氷見市阿尾地先 | 630 | D.L.+3.5 | 直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤 | | 氷見市の一部 | 住宅地 森林地 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・漁港パトロールとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海水浴場や公園緑地があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を行う。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 能登半島国定公園 |

表 2-3 (7) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

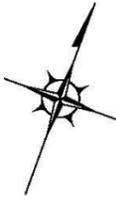
| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 区域番号 | 配置 | | 規模 | | 主な施設の種類 | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 |
|-------|-------|------|------------|------------|-------|----------|-----------------------|-------------|--------|-------------|---|----------|
| | | | 区域 | 地区 | 延長(m) | 代表堤防高(m) | 現況施設 | 計画施設 | 地域 | 状況 | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 富山湾沿岸 | 氷見ゾーン | 32 | 菟田漁港海岸 | 氷見市治～菟田地先 | 1,610 | D.L.+3.5 | 直立護岸 緩傾斜護岸 離岸堤 潜堤 突堤 | | 氷見市の一部 | 住宅地 農用地 森林地 | ・漁港パトロールとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・公園緑地があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を行う。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 33 | 氷見海岸(治地区) | 氷見市治地先 | 970 | T.P.+3.5 | 離岸堤 突堤 | | 氷見市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・離岸堤等により、現在のところ安定している海岸であるが、巡視時等では、変状の兆候等に注意する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 34 | 氷見海岸(宇波地区) | 氷見市宇波地先 | 650 | T.P.+3.5 | 消波堤 離岸堤 | | 氷見市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・砂浜に顕著な変化は見られないが、巡視等により変状の兆候把握に努める。 | 能登半島国定公園 |
| | | 35 | 宇波漁港海岸 | 氷見市脇方～宇波地先 | 630 | D.L.+3.5 | 直立護岸 消波堤 離岸堤 人工リーフ 突堤 | 人工リーフ 緩傾斜護岸 | 氷見市の一部 | 住宅地 農用地 他 | ・漁港パトロールとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海水浴場があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を行う。 ・人工リーフの端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 36 | 氷見海岸(小境海岸) | 氷見市小境地先 | 850 | T.P.+3.5 | 緩傾斜護岸 離岸堤 養浜工 潜堤 突堤 | 潜堤 | 氷見市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海水浴場や海浜公園があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を追加する。 ・潜堤の端部等では強い流れが生じ、洗掘が生じる恐れがあることから、定期点検等では、施設の変状等に注意する。 | 能登半島国定公園 |
| | | 37 | 大境漁港海岸 | 氷見市大境地先 | 480 | D.L.+3.5 | 緩傾斜護岸 消波堤 | | 氷見市の一部 | 住宅地 他 | ・漁港パトロールとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・公園緑地があり、多くの利用者が訪れることから、適宜巡視を行う。 | 能登半島国定公園 |
| | | 38 | 氷見海岸(姿地区) | 氷見市姿地先 | 1,530 | T.P.+3.5 | 直立護岸 離岸堤 | | 氷見市の一部 | 住宅地 | ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・砂浜に顕著な変化は見られないが、巡視等により変状の兆候把握に努める。 | 能登半島国定公園 |

表 2-3 (8) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 一覧

| 沿岸区分 | ゾーン区分 | 配置 | | | | 主な施設の種類 | | 受益の地域 | | 維持又は修繕の方法 | 備考 | |
|-------|-------|----|------------|---------|----------|----------|---------|-------|--------|-----------|---|----------|
| | | 区域 | 地区 | 規模 | | 現況施設 | 計画施設 | 地域 | 状況 | | | |
| | | | | 延長(m) | 代表堤防高(m) | | | | | | | |
| 富山湾沿岸 | 氷見ゾーン | 39 | 氷見海岸(中田地区) | 氷見市中田地先 | 1,860 | T.P.+3.5 | 離岸堤 突堤 | 人工リーフ | 氷見市の一部 | 住宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・砂浜に顕著な変化は見られないが、巡視等により変状の兆候把握に努める。 | 能登半島国定公園 |
| | | 40 | 女良漁港海岸 | 氷見市中波地先 | 400 | D.L.+3.5 | 直立護岸 | | 氷見市の一部 | 住宅地 他 | <ul style="list-style-type: none"> ・漁港/トイレとあわせて定期点検(年1回程度)を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・海岸の背後に民家があることから、適宜巡視を行う。 | |
| | | 41 | 氷見海岸(中波地区) | 氷見市中波地先 | 560 | T.P.+3.5 | 消波堤 離岸堤 | | 氷見市の一部 | 住宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・砂浜に顕著な変化は見られないが、巡視等により変状の兆候把握に努める。 | |
| | | 42 | 氷見海岸(脇地区) | 氷見市脇地先 | 1,060 | T.P.+3.5 | 離岸堤 突堤 | | 氷見市の一部 | 住宅地 | <ul style="list-style-type: none"> ・巡視(月1回程度)及び定期点検(5年に1回程度)の実施により施設の状態を把握し、適切な維持・修繕を行う。 ・地震、津波、高波等の発生後に異常時点検を行う。 ・離岸堤等により、現在のところ安定している海岸であるが、巡視等により変状の兆候把握に努める。 | |

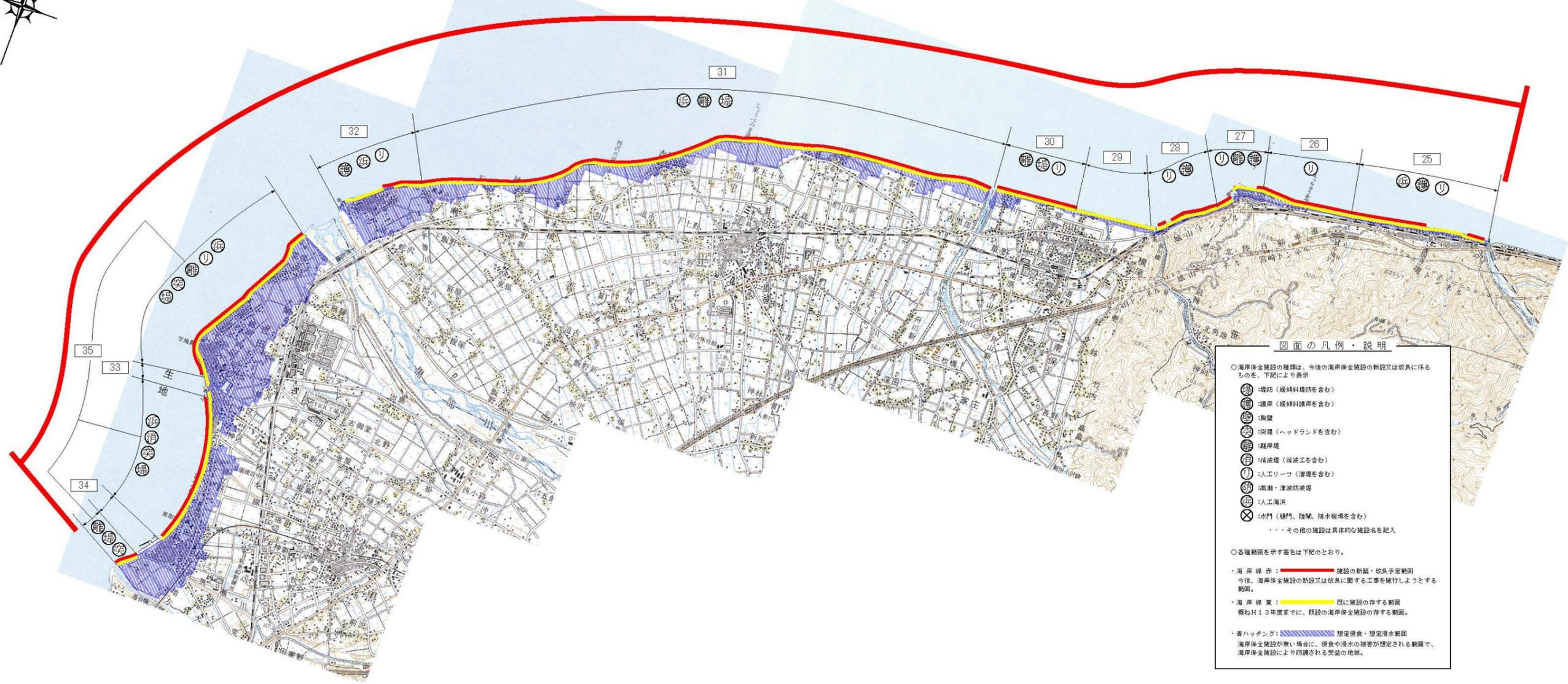


富山湾沿岸(富山県エリア)における海岸保全基本計画添付図の位置図



下新川ゾーン

富山湾沿岸
 海岸保全基本計画添付図（その4/7）
 縮尺 1/5万



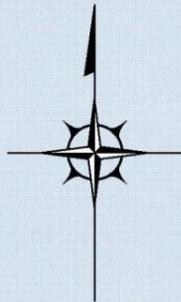
図面の凡例・説明

○海岸保全施設の種類のほか、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示

- :堤防（緩傾斜堤防を含む）
- :護岸（緩傾斜護岸を含む）
- :胸壁
- :突堤（ヘッドランドを含む）
- :離岸堤
- :消波堤（消波工を含む）
- :人工リーフ（潜堤を含む）
- :高潮・津波防波堤
- :人工海岸
- ⊗:水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
- ...その他の施設は具体的な施設名を記入

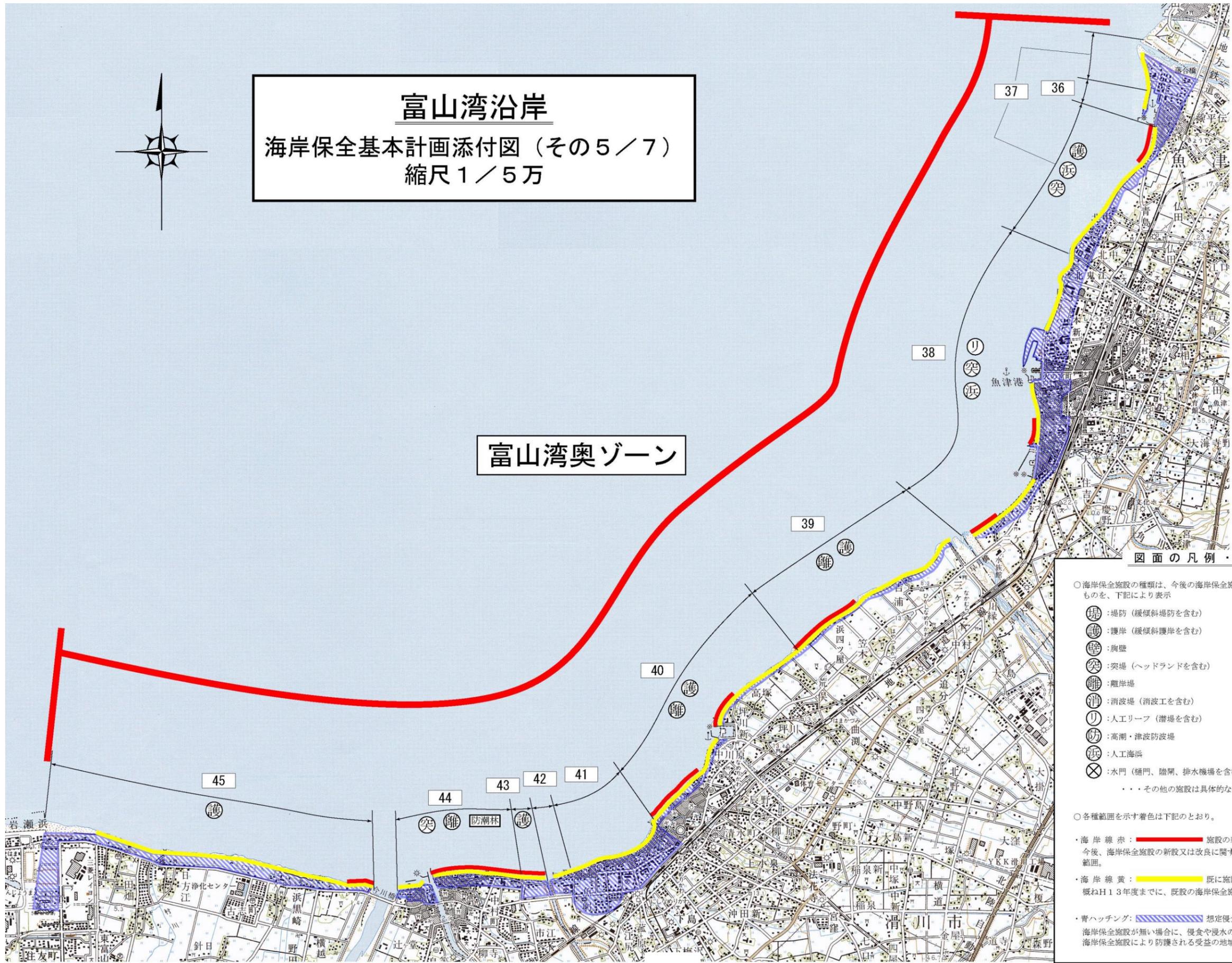
○各種範囲を示す着色は下記のとおり。

- ・海岸線赤：施設の新設・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
- ・海岸線黄：既に施設が存在する範囲
概ねH13年度までに、既設の海岸保全施設の存在する範囲。
- ・着ハッチング：想定浸食・想定浸水範囲
海岸保全施設が無い場合に、浸食や浸水の被害が想定される範囲で、海岸保全施設により防護される受益の地帯。



富山湾沿岸
 海岸保全基本計画添付図（その5／7）
 縮尺 1／5万

富山湾奥ゾーン



図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示
 - ⊕ : 堤防（緩傾斜堤防を含む）
 - ⊖ : 護岸（緩傾斜護岸を含む）
 - ⊞ : 胸壁
 - ⊡ : 突堤（ヘッドランドを含む）
 - ⊙ : 離岸堤
 - ⊘ : 消波堤（消波工を含む）
 - ⊕ : 人工リーフ（潜堤を含む）
 - ⊞ : 高潮・津波防波堤
 - ⊡ : 人工海浜
 - ⊗ : 水門（種門、陸開、排水機場を含む）
 - ... その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
 - ・ 海岸線 赤 : 施設の新築・改良予定範囲
 今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
 - ・ 海岸線 黄 : 既に施設の存する範囲
 概ねH13年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
 - ・ 青ハッチング : 想定侵食・想定浸水範囲
 海岸保全施設が無い場合に、侵食や浸水の被害が想定される範囲で、海岸保全施設により防護される受益の地域。

富山湾沿岸

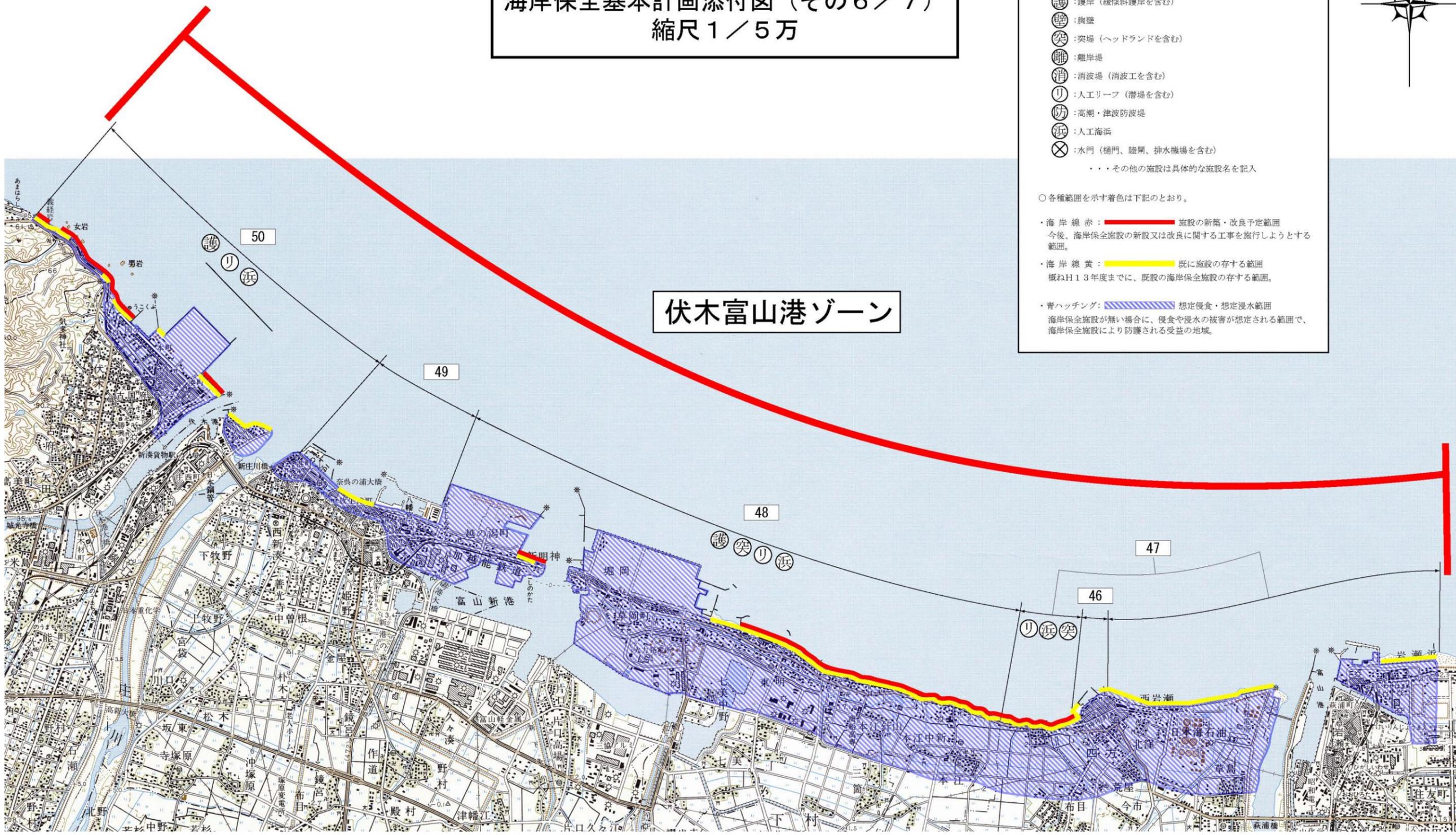
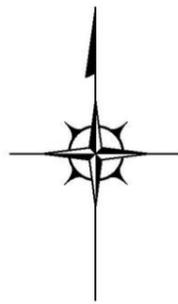
海岸保全基本計画添付図（その6／7）

縮尺 1／5万

伏木富山港ゾーン

図面の凡例・説明

- 海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示
- Ⓜ：堤防（緩傾斜堤防を含む）
 - Ⓜ：護岸（緩傾斜護岸を含む）
 - Ⓜ：胸壁
 - Ⓜ：突堤（ヘッドランドを含む）
 - Ⓜ：離岸堤
 - Ⓜ：消波堤（消波工を含む）
 - Ⓜ：人工リーフ（潜場を含む）
 - Ⓜ：高潮・津波防波堤
 - Ⓜ：人工海浜
 - Ⓜ：水門（樋門、陸開、排水機場を含む）
- ・・・その他の施設は具体的な施設名を記入
- 各種範囲を示す着色は下記のとおり。
- ・ 海岸線赤： 施設の新築・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。
 - ・ 海岸線黄： 既に施設の存する範囲
概ねH13年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。
 - ・ 青ハッチング： 想定侵食・想定浸水範囲
海岸保全施設が無い場合に、侵食や浸水の被害が想定される範囲で、海岸保全施設により防護される受益の地域。



図面の凡例・説明

○ 海岸保全施設の種類の、今後の海岸保全施設の新設又は改良に係るものを、下記により表示

- : 堤防 (緩傾斜堤防を含む)
- : 護岸 (緩傾斜護岸を含む)
- : 胸壁
- : 突堤 (ヘッドランドを含む)
- : 離岸堤
- : 消波堤 (消波工を含む)
- : 人工リーフ (潜堤を含む)
- : 高潮・津波防波堤
- : 人工海浜
- : 水門 (樋門、陸閘、排水機場を含む)

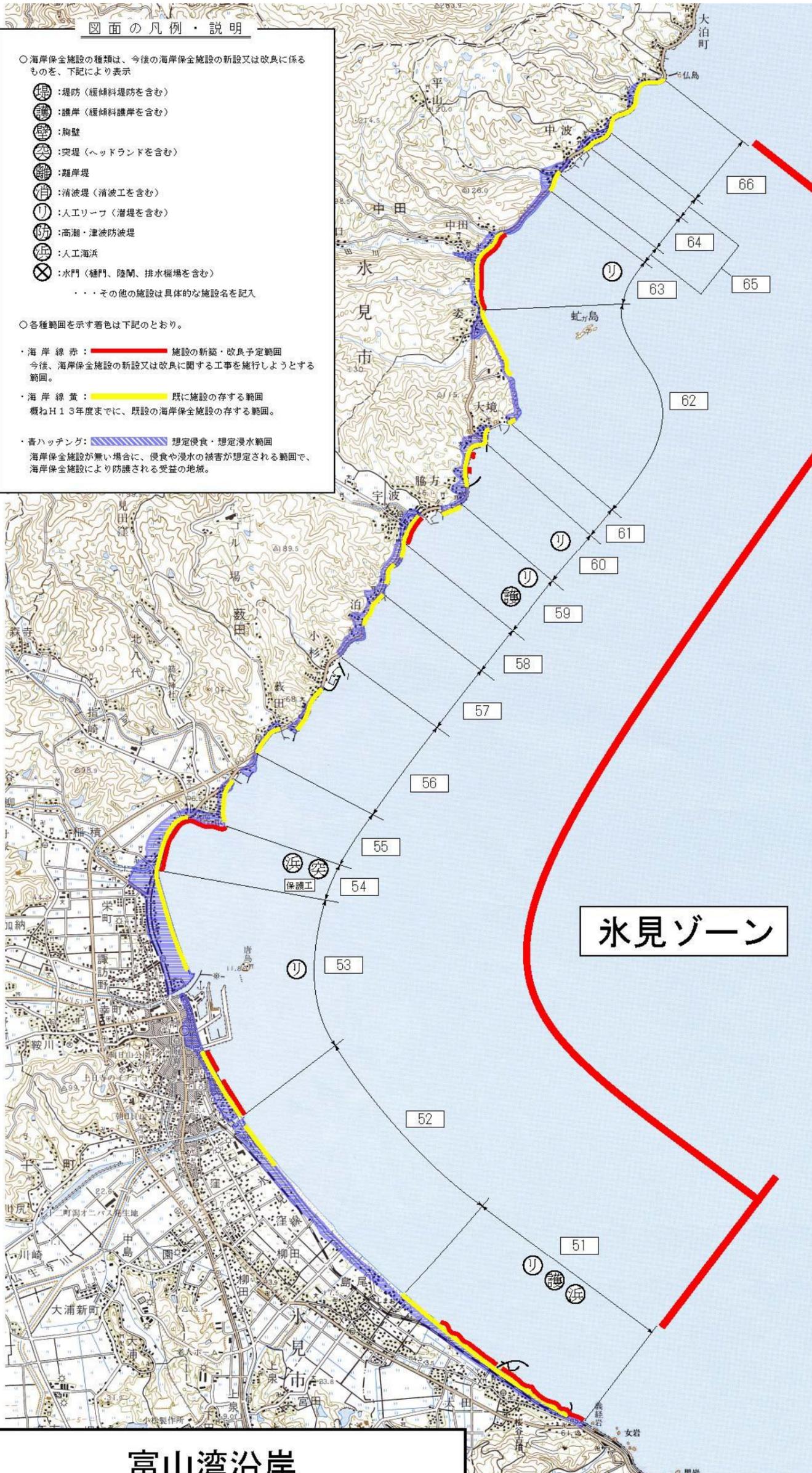
・・・その他の施設は具体的な施設名を記入

○ 各種範囲を示す着色は下記のとおり。

・ 海岸線赤 : 施設の新築・改良予定範囲
今後、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事を施行しようとする範囲。

・ 海岸線黄 : 既に施設の存する範囲
概ねH13年度までに、既設の海岸保全施設の存する範囲。

・ 青ハッチング : 想定侵食・想定浸水範囲
海岸保全施設が無い場合に、侵食や浸水の被害が想定される範囲で、海岸保全施設により防護される受益の地域。



氷見ゾーン

富山湾沿岸
海岸保全基本計画添付図 (その7/7)
縮尺 1/5万

3. 計画の見直しと留意すべき事項

本計画に定めた基本的事項は、富山湾沿岸に関する現況や要請に基づき、将来に向け、海岸の長期的な在り方を示したものである。

しかし、今後、地域の状況や社会経済状況及び自然環境の変化、新たな海象観測データの蓄積、災害発生など緊急対応の必要性などが生じた場合、または、地域住民や県民等の海辺ニーズが大きく変化し、その内容を計画に適切に反映させる場合など、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等の見直しを必要とする場合がある。よって、これらの状況変化に柔軟に対応するため、種々の状況変化が発生した段階で、計画がその変化に対応するよう見直すものとし、速やかに海岸法に定められた計画変更に必要な措置を講じるものとする。

また、計画策定から5～10年経過すると、社会経済状況及び自然環境等が大きく変化すると予想されるため、定期的に計画全体の一括検討を行い、必要な見直しを行うものとする。

このうち、自然環境の変化に応じた計画の見直しを行う際には、関係機関の自然環境に関する情報や自然環境調査に基づき、適切に対処するものとする。

また、地球温暖化に伴う高潮・越波災害や内水被害への対応、総合的な土砂管理システムの構築、生態系に配慮した新しい保全工法の開発といった、今後の対処すべき課題点に対し、学識経験者、研究機関との連携を図って調査・研究を進めていくものとする。

他の計画との調整を要する等の理由により、計画概要や基本的な事項が未決定の海岸は、現時点で、海岸保全施設の整備に関する区域として本計画に位置づけていないが、このような海岸についても、計画概要が決定後は、新たな区域として速やかに計画に位置づけるものとする。

今後も、本計画に掲げた施策の実効性確保と効率的な実現を目指し、海岸事業の実施段階においても、地域住民の参画及び事業の透明性を確保するための情報公開に努めるものとする。

また、今後の海岸保全基本計画の施策が、地域や住民の意見をより一層反映したものとなるよう、地域や住民とより密接な関係を構築するための体制づくりについても検討していくなど、地域住民や県民等の海辺ニーズのさらなる把握に努め、その内容を計画に適切に反映させるものとする。